

はじめに



奈良市では、平成19年3月に「奈良市障がい者福祉基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション～すべての人がすべての条件に関わりなく、その人らしく生活できる社会～」と「リハビリテーション～人間らしく生きる権利の回復～」の2つの理念を基本に据え、やさしさとふれあいのあるまちづくりを進めてまいりました。

この計画の期間中、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた取り組みとして、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法及び障害者差別解消法の成立などの法整備が行われ、平成26年1月20日には障害者権利条約の締結国になりました。この締結により国において障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることになります。

こうした中、本市においては、平成26年度から平成31年度までの障害者のための施策に関する基本的な方向を定めることを目的に、現計画の2つの理念を継承しつつ、すべての市民は障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有する個人であることから、「すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を新たな基本理念に掲げ、第3次奈良市障害者福祉基本計画を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、「障害者本人の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「すべてのライフステージを通じた障害者本位の総合的な支援」、「障害特性に配慮した支援」、「社会的障壁の除去の推進」を基本的な考え方として、障害者が地域社会において安心して生活できるまちづくりに取り組み、いつまでも住み続けたい安寧の地を目指してまいります。

この計画の実現には、行政だけではなく、市民の皆様をはじめ関係機関や団体、企業などが互いに連携して取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました奈良市障害者福祉基本計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査、パブリックコメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

奈良市長 仲川 げん

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の経緯	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	6
2 施策の分野	8
3 各分野に共通する横断的視点	8
第3章 分野別施策の基本的方向	11
I 生活支援の充実	12
1 相談支援体制の充実	12
2 在宅サービス等の充実	14
3 サービスの質の向上と人材の育成・確保	16
II 保健・医療の充実	17
1 保健・医療の充実等	17
2 精神保健・医療の提供等	19
3 難病に関する施策の推進	20
4 療育と疾病等の予防・治療	21
III 教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実	22
1 インクルーシブ教育システムの構築	22
2 文化芸術活動、スポーツ等の振興	24
IV 雇用・就業、経済的自立の支援	25
1 雇用・就業への支援	25
2 経済的自立への支援	28
V 生活環境及びもてなし環境の整備・確保	29
1 住宅の確保	29
2 社会環境のバリアフリー化	30
VI 情報とコミュニケーションのバリアフリー化	32
1 情報提供の充実等	32
2 行政情報のバリアフリー化	33
VII 安全・安心の確保	34
1 防災対策の推進	34
2 防犯対策の推進	35
VIII 差別の解消及び権利擁護の推進	36
1 障害を理由とする差別の解消の推進	36
2 権利擁護の推進	39
IX 行政サービス等における配慮	40
1 行政サービス等における配慮	40
第4章 推進体制	41
1 連携・協力の確保	42
2 進捗状況の管理及び評価	42
3 実態把握及び情報提供	42
資料編	43

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

奈良市では平成18年度に『奈良市障がい者福祉基本計画』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションを理念に掲げ各種施策を進めてきました。また、平成23年度には『第3期奈良市障がい福祉計画』を策定し障害福祉サービスの見込み量の確保のための方策を掲げています。

この間、わが国では国連決議である「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて障害者制度改革の検討が進められ、平成23年8月に改正された障害者基本法においては、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は社会とのあり方との関係において生ずるという障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

その後、障害者自立支援法は、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立したことで、平成25年4月から「障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行されることになりました。

平成25年10月には、障害者基本法に基づいて平成25年度から平成29年度までを計画期間とする「第3次障害者基本計画」が策定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則とするとともに、施策の横断的視点として障害者の自己決定の尊重が明記されました。

さらに改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を図ることを目的として、平成25年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、平成28年4月から施行されることとなりました。

そして平成25年12月に、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」の締結が国会で承認され、平成26年1月に批准し、2月19日に効力が生じたところです。

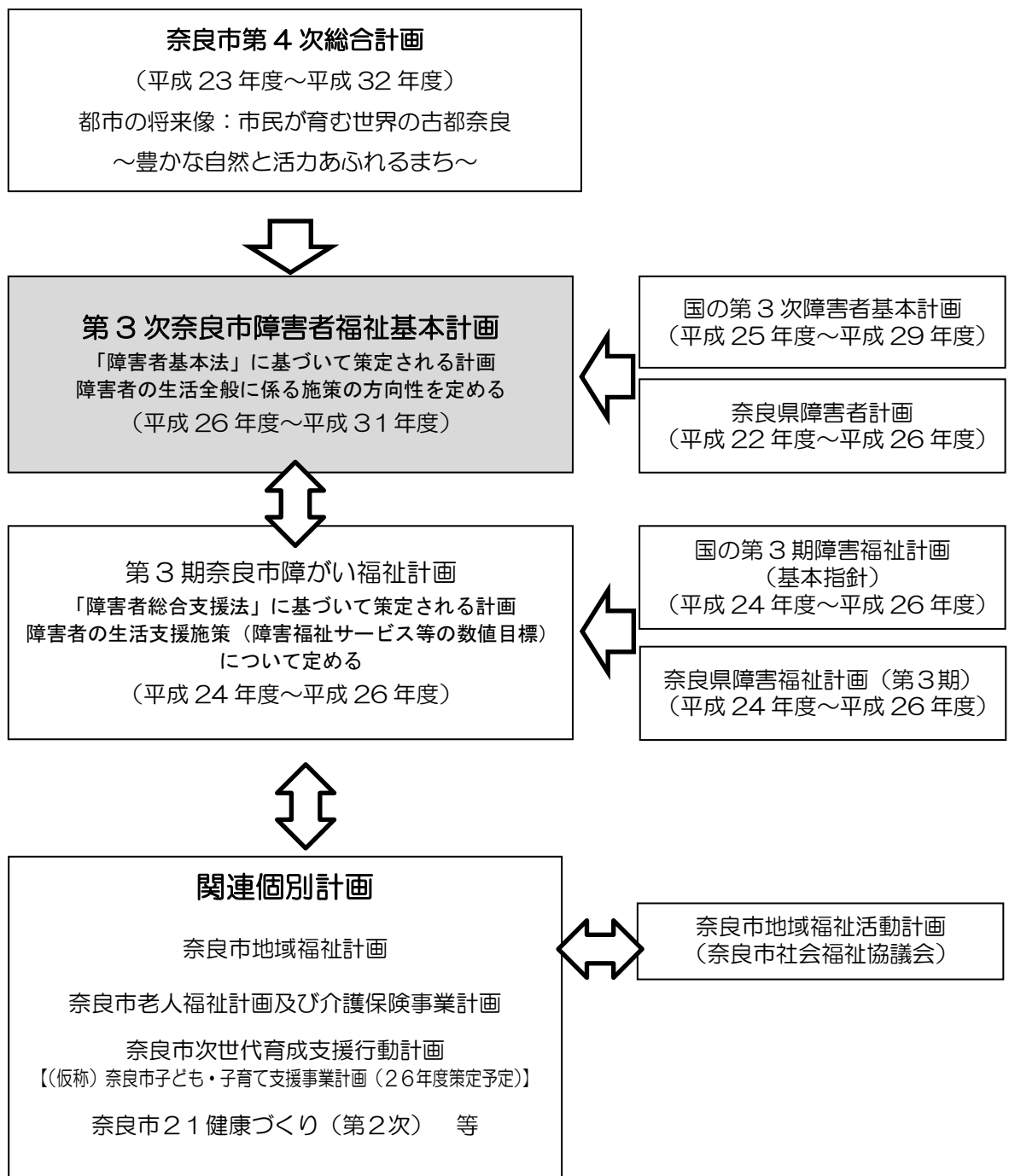
このような動向をふまえ、本市における障害者福祉の基本的な目標と施策の基本的な方向を示すものとして、『第3次奈良市障害者福祉基本計画』を策定するものです。

本基本計画では、国の「障がい者制度改革推進会議」において、「障害」の表記について検討がなされた結果を踏まえ、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に、「障害」を漢字の表記で統一しております。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村計画であり、障害者総合支援法に位置づけられる障害福祉計画と連携して推進するものです。

また、『奈良市総合計画』を上位計画として、関連する『奈良市地域福祉計画』、『奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画』、『奈良市次世代育成支援行動計画』『奈良市21健康づくり（第2次）』等関連個別計画と整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画は、奈良市障がい福祉計画と整合を図る観点から、平成26年度から平成31年度までの6年間とします。

計 画	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
奈良市障害者福祉基本計画	第2次計画								第3次計画						第4次計画 (平成37年度まで)			
奈良市障がい福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画			

4 計画策定の経緯

- 本計画は、奈良市障害者福祉基本計画策定委員会設置要領に基づき、学識経験者・社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者・その他市長が適当と認める者で構成される策定委員会で審議し、策定しました。
- 策定にあたっては、障害者等のニーズを把握するため、障害者等を対象にアンケート調査を実施しました。また、障害者団体に対し、ヒアリングを実施するとともに懇談会を開催し、市民の声の把握に努めました。
- 地域自立支援協議会※からの意見聴取や福祉サービス事業所へのアンケートを実施し、サービスの提供に携わる関係者の声の把握に努めました。
- 市民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施しました。

※地域自立支援協議会とは：本協議会は『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』第89条の3第1項に基づき設置できる「協議会」として位置づけられ、地域における障害者への支援についての課題を共有し、地域の実情に応じた体制を整えるため、地域の障害者にかかわる関係者が集まり、どのような障害を持っていても、それぞれの地域で安心して生活できるようにするために、問題となることを話し合っ解決を目指している。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の第4次総合計画では「市民が育む世界の古都奈良」を都市の将来像として掲げ、世界に誇る古都奈良の実現を目指しています。

第2次奈良市障がい者福祉基本計画においては「ノーマライゼーションとリハビリテーション」を、また第3期奈良市障がい福祉計画においては「人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念に掲げています。

【第2次奈良市障がい者福祉基本計画の基本理念】

ノーマライゼーション

(すべての人がすべての条件に関わりなく、その人らしく生活できる社会)

リハビリテーション

(人間らしく生きる権利の回復)

【第3期奈良市障がい福祉計画の基本理念】

人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現



これらの基本理念は、障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」社会を目指す奈良市の障害者福祉の理念であり、今後も継承すべき考え方です。

本計画においては、第2次計画の「ノーマライゼーション、リハビリテーション」という基本理念を継承しつつ、国の第3次障害者基本計画と整合を図り、障害者アンケートや団体懇談会の意見等をふまえ、基本理念を次のとおりとします。

【第3次奈良市障害者福祉基本計画の基本理念】

すべての市民が
互いに人格と個性を尊重し合いながら
共生する社会の実現

障害者基本法第1条において、障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念を掲げています。

本市の障害者福祉においては、この理念にのっとり、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してあらゆる施策が講じられる必要があります。

この基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が公民協働で取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

2 施策の分野

第2次計画の基本目標を継承しつつ、国の第3次障害者基本計画と整合を図り、本計画における施策分野を次のとおりとします。

- I 生活支援の充実
- II 保健・医療の充実
- III 教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実
- IV 雇用・就業、経済的自立の支援
- V 生活環境及びもてなし環境の整備・確保
- VI 情報とコミュニケーションのバリアフリー化
- VII 安全・安心の確保
- VIII 差別の解消及び権利擁護の推進
- IX 行政サービス等における配慮

3 各分野に共通する横断的視点

（1）障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び実施にあたっては障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

（2）教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携による当事者本位の総合的な支援

障害者がすべてのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育・福祉・医療・雇用等の各分野の有機的な連携のもとに施策を総合的に展開し、ライフステージや活動領域によって切れ目が生ずることのない支援を行います。

また、支援にあたっては、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して障害者施策を講じる必要があること、障害者の支援は障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

（３）障害者の個別的なニーズをふまえた障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

また、発達障害、精神障害をはじめ、さまざまな障害特性があることについて、さらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担のもと、関係機関、市民、団体等と連携し、地域の実情に即した支援の実施を図ります。

（４）障害者をとりまく社会的障壁の除去とソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進

障害者基本法第２条においては、障害者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

このような視点を踏まえ、障害者がその能力を最大限に発揮しながら、安心して生活でき社会参加できるよう、障害者の活動を制限し社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取組を積極的に支援します。

（５）総合的かつ計画的な取組の推進

障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関、関係者等との適切な連携及び役割分担のもとで、障害者施策を立案及び実施していきます。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て支援関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策、計画等との整合性を確保しつつ、総合的な施策の展開を図ります。

第 3 章 分野別施策の基本的方向

【基本的な考え方】

誰もが互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すうえで、障害者が自立した生活を維持するために必要な相談を身近な地域で受けることができ、必要な支援を利用できることが重要です。

また、社会参加の機会と、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援及び障害福祉サービス等の支援を行います。

1 相談支援体制の充実

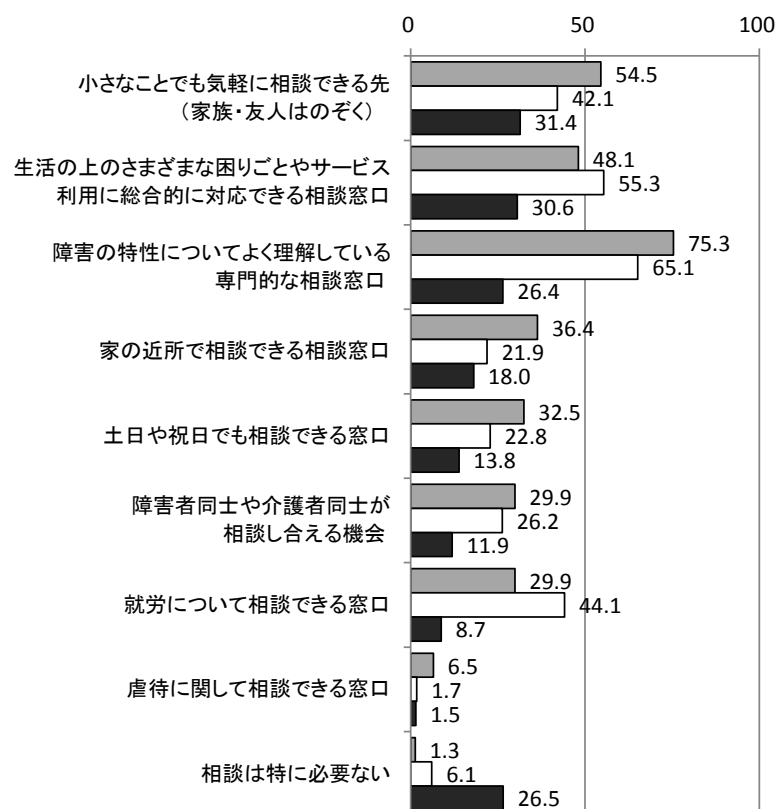
【現状と課題】

- 障害者の日常生活及び社会生活を支えるため、市の相談窓口、委託相談支援事業所、民生委員・児童委員や地域の相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）等により、相談支援を行っています。
- 障害者や家族が直面する生活課題は障害種別等によってさまざまであり、障害特性に応じた相談支援体制の充実が求められています。適切な相談支援を行うためには、専門的な対応を必要とするケースも多く、専門職の確保や関係機関との連携が必要です。
- 障害者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、定期的なケアマネジメントを行う体制が求められています。そのためにも計画相談支援等の体制整備を促進する必要があります。
- ひとつの窓口で相談を受け第一次的な対応ができるよう、ワンストップの相談支援体制が求められていますが、福祉部門に精通している職員等の配置、相談場所の確保、関係機関との連携等、解決していかなければならない課題が数多く、中長期的に検討する必要があります。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 24 時間 365 日の相談支援体制の整備に向けた検討（関係機関の連携）
- 見守り体制、地域社会における障害者の孤立を防ぐ方策
- 障害特性等に応じた相談体制の充実
- ワンストップの相談支援体制

アンケート調査（平成 25 年 10 月）
 <どんな相談先があればよいか>



■発達障害児 □18歳未満 ■18歳以上

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	障害特性等に応じた相談体制の充実と関係機関との連携	障害特性に応じた相談ニーズに適切に対応できるよう、専門職の確保や関係機関との連携等により相談支援体制の充実を図ります。	相談支援体制	障がい福祉課
			計画相談支援事業	障がい福祉課
			地域自立支援協議会	障がい福祉課
			地域支援事業	長寿福祉課
継続	障害者の孤立を防ぐ地域の見守り体制	民生委員の相談活動を通じて本人と地域がつながるよう双方に働きかけます。	民生委員活動事業	福祉政策課

2 在宅サービス等の充実

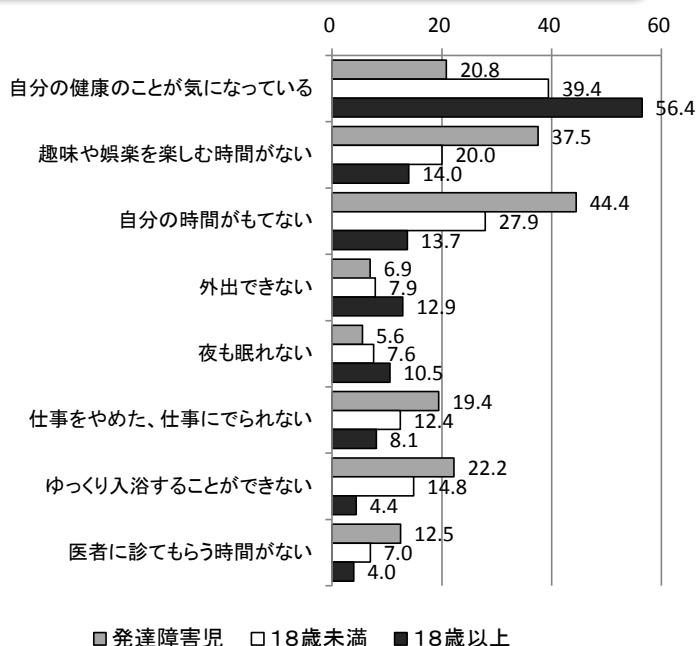
【現状と課題】

- 障害者の日常生活及び社会生活を支えるため、障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）及び児童福祉法に基づき、3 障害を一元化して提供される自立支援給付と地域生活支援事業、障害児通所支援、その他の在宅福祉事業を実施しています。これらの福祉サービスは、障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活又は社会生活を営む上で重要な社会資源です。
- 障害の多様化、障害種別によって異なる生活課題、本人及び介護者の高齢化など、障害者をとりまく状況は変化しており、さまざまなニーズに対応したサービス提供体制の充実が求められます。
- 自分自身が障害を持ちながらも高齢化した親族を介護している、いわゆる「障老介護」への支援については、国全体の制度的な問題点でもあり市独自の施策として取り組むのは難しい現状ですが、介護保険や障害福祉のサービス、地域福祉活動等の連携により支援できるよう努める必要があります。
- 障害児支援においては、平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援法に基づく新制度が施行されることとなり、同法に基づく教育・保育等を障害児が円滑に利用できるよう関係部局・関係機関との連携を図る必要があります。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 精神障害の早期発見・早期治療のための訪問支援体制の確立に向けた検討
- 介護者、障老介護への支援

アンケート調査（平成 25 年 10 月）
＜介護者が困っていること＞



【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	自立支援給付の円滑な実施	日常生活を支えるとともに、自立した生活に必要な知識や技術を身につけるため、自立支援給付の円滑な実施を推進します。	介護給付	障がい福祉課
			訓練等給付	障がい福祉課
			自立支援医療	障がい福祉課
			補装具給付事業	障がい福祉課
			計画相談支援事業	障がい福祉課
継続	地域生活支援事業の円滑な実施	地域での日常生活を支援するための各種地域生活支援事業の円滑な実施を推進します。	意思疎通支援事業	障がい福祉課
			日常生活用具等支給事業	障がい福祉課
			移動支援事業	障がい福祉課
			地域活動支援センター事業	障がい福祉課
			福祉ホーム事業	障がい福祉課
			訪問入浴サービス事業	障がい福祉課
			日中一時支援事業	障がい福祉課
			社会参加支援事業	障がい福祉課
継続	障害児支援の充実	療育の必要のある児童に対し、日常生活における基本的な指導や集団生活への適応訓練を行います。	障害児相談支援	子育て相談課
			障害児通所支援	子育て相談課
			総合福祉センター事業（みどり園）	障がい福祉課
継続	その他の在宅福祉事業	在宅生活を支えるために必要な各種福祉事業を推進します。	特別障害者手当等給付事業	障がい福祉課
			訪問理美容サービス事業	障がい福祉課
			配食サービス事業	障がい福祉課
			軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障がい福祉課
			福祉タクシー助成事業	障がい福祉課
			友愛バス優遇措置事業	障がい福祉課
			身体障害者自動車改造助成事業	障がい福祉課
継続	介護サービスとの連携	65歳以上の障害者の在宅生活を支援するため、介護サービスとの連携のもとに各種福祉事業を推進します。	介護給付適正化研修会等の開催	介護福祉課
			訪問理美容サービス事業	長寿福祉課
			配食サービス事業	長寿福祉課
			緊急時在宅高齢者支援事業	長寿福祉課

3 サービスの質の向上と人材の育成・確保

【現状と課題】

- 平成 12 年 4 月の介護保険制度の導入、平成 15 年 4 月以降の支援費制度の導入以降、社会福祉法人、NPO法人などさまざまな事業主体が福祉サービス事業に参画しており、障害者の日常生活又は社会生活を支えるうえで大きな役割をはたしています。
- これらサービス基盤の整備や質の向上を図るため、地域自立支援協議会等を通じて相談支援事業所と関係機関が連携してさまざまな困難ケースへの対応やサービスの質の向上に取り組んでいます。また、障害福祉計画においてサービス基盤整備等に係る数値目標等を掲げ、その進捗管理を通じて質の向上に努めています。
- 障害特性を理解したヘルパー等やりハビリテーション従事者、福祉専門職など、専門的な技術及び知識をもった人材の育成・確保が求められます。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	サービスの質の向上等	地域自立支援協議会等を通じてサービスの質の向上に取り組めます。	地域自立支援協議会の取組	障がい福祉課
継続	人材の育成・確保	障害特性を理解し、専門的な技術及び知識をもった人材の育成・確保に努めます。	地域自立支援協議会の取組	障がい福祉課
		障害特性の理解が進んでいない精神障害等について、広く市民に浸透するよう努めます。	精神障害者支援体制促進事業	障がい福祉課

Ⅱ 保健・医療の充実

【基本的な考え方】

障害者が身近な地域において、日常生活の維持や機能回復等に必要な保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の整備の充実を図ります。特に入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、国・県の取組と連携しながら、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に努めます。併せて、難病に関する施策を推進します。

1 保健・医療の充実等

【現状と課題】

- 本市における医療・機能訓練は、総合福祉センター内で行っています。専門医療として、みどりの家歯科診療所において歯科検診及び治療を、みどりの家はり・きゅう治療所において機能障害や能力低下及び病気の予防と健康のための統合医療による治療を行っています。また市独自の機能訓練として音楽療法なども行っています。これら医療・機能訓練について、関係機関との連携により一層の質の向上を図ることが求められます。
- 在宅医療を推進するための訪問看護の充実が求められています。長期療養児の受け入れを行っている訪問看護ステーションが徐々に増えてきており、質の向上などの充実を図る必要があります。
- 障害者の医療費負担を軽減するため、国や県、市の連携により各種医療費助成を実施しており、障害者の日常生活を維持するうえで今後も継続していく必要があります。また、透析患者など疾病によっては生命を維持するうえで通院が欠かせないものであることから、通院に対する支援が求められています。
- 発語が困難などの理由により、意思疎通が図れない重度障害者が入院した際の本人や家族などの負担を軽減するため、医療従事者に本人の意思を伝える意思疎通支援が求められています。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 医療現場での充実した情報保障
- 在宅医療のための訪問看護の充実
- 通院支援
- 市立奈良病院の位置づけの検討

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	医療・機能訓練・支援事業の実施	総合福祉センターにおいて、医療・機能訓練・支援事業を実施します。	総合福祉センター事業（機能訓練、言語訓練、音楽療法等）	障がい福祉課
			みどりの家歯科診療所	障がい福祉課
			みどりの家はり・きゅう治療所	障がい福祉課
			音楽療法事業	福祉政策課
			元気のびのび事業	福祉政策課
継続	障害者の医療への支援	各種医療費助成や医療の向上のための取組を推進します。	自立支援医療費給付事業	障がい福祉課
			療養介護医療費支給事業	障がい福祉課
			医療費助成	福祉医療課
			身体障害児及び結核児童支援事業	保健予防課
			小児慢性特定疾患治療研究事業	保健予防課
新規	在宅医療のための訪問看護との連携	在宅で医療を受けられるよう訪問看護の充実を図るため、研修会や連携会議を行います。	訪問看護との連携	健康増進課
新規	通院を必要とする障害者への通院支援	特に通院の頻度が高い透析患者等の障害者の通院支援に努めます。	福祉タクシー助成事業	障がい福祉課
新規	重度障害者入院時意思疎通支援	重度障害者の入院時に家族などに替わり意思疎通に慣れた支援員などを派遣し、医療従事者に本人の意思を伝えることのできる事業の実施について検討します。	重度障害者入院時意思疎通支援事業	障がい福祉課

2 精神保健・医療の提供等

【現状と課題】

- 精神障害者への医療の提供、支援をできるだけ地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、精神障害者が地域で生活できる環境を整備することが求められています。
- そのためには早期発見・早期治療のための訪問等の体制や、退院後の継続的な生活支援・就労支援などが必要です。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 精神障害の早期発見・早期治療のための訪問支援体制の確立に向けた検討
- 24 時間 365 日の相談支援体制の整備に向けた検討（関係機関の連携）

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	精神保健・医療の提供	精神保健福祉相談員によって適切な医療機関紹介などの個別相談を行います。	精神保健福祉相談	保健予防課
		精神疾患による通院医療費の一部を公費で負担するとともに、上限額までの自己負担分の助成を行います。	自立支援医療	障がい福祉課
			精神障害者通院医療費助成制度	障がい福祉課
新規	精神障害の早期発見・早期治療のための訪問支援体制の確立に向けた検討	早期発見・早期治療のための訪問支援について、その実施方法、体制について検討します。		障がい福祉課 保健予防課

3 難病に関する施策の推進

【現状と課題】

- 障害者総合支援法において難病が障害者の範囲に加えられ、障害福祉の各種サービスが受けられるようになりました。
- 難病患者の相談・支援や受入病院の確保・連携、在宅療養上の適切な支援、医療費の助成等、総合的な支援に努めることが求められます。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	難病患者への支援	難病患者の相談・支援や受入病院の確保・連携、在宅療養上の適切な支援、医療費の助成等、総合的な支援に努めます。	障害福祉サービス、相談支援、補装具給付事業、地域生活支援事業、障害児通所支援	障がい福祉課 子育て相談課
			特定疾患治療研究事業 難病患者地域支援対策推進事業	保健予防課

4 療育と疾病等の予防・治療

【現状と課題】

- ライフステージに応じた各種健診や健康教育、健康相談等を通じて、生活習慣の改善を促すとともに、これらの機会の活用によって、疾病等の早期発見・早期治療を図る必要があります。
- 障害の早期発見に努めるため、乳幼児健診を実施するとともに、総合福祉センター内のみどり園等で早期療育を行っていますが、関係機関との連携等によりこれら早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図る必要があります。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	予防のための保健・医療	各種健診や健康教育、健康相談等を通じて生活習慣の改善を促すとともに、疾病等の早期発見・早期治療を図ります。	健康教育事業	健康増進課
			健康相談事業	健康増進課
継続	早期発見・早期療育体制の充実	乳幼児健診等を通じた早期発見、みどり園等関係機関の連携による早期対応・早期療育体制の充実を図ります。	総合福祉センター事業（みどり園）	障がい福祉課
			4か月児健康診査	健康増進課
			10か月児健康診査	健康増進課
			1歳7か月児健康診査	健康増進課
			3歳6か月児健康診査	健康増進課
			子ども発達センター	子育て相談課
			未熟児・低体重児支援事業	保健予防課
			身体障害児及び結核児童支援事業	保健予防課
			小児慢性特定疾患治療研究事業	保健予防課
			特定疾患治療研究事業	保健予防課

Ⅲ 教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実

【基本的な考え方】

共生する地域社会の実現に向けて、障害のある児童生徒が、必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性をふまえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることができるよう、インクルーシブ教育の理念を取り入れた教育を推進します。それによって障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重する児童生徒の育成を図ります。

また、障害者が文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を円滑に行えるよう、必要な環境整備を推進します。

1 インクルーシブ教育システムの構築

【現状と課題】

- 共生する地域社会の実現に向けて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ場をはじめ、障害児の発達程度、適応状況等に応じて柔軟に学びの場を選択・変更できるインクルーシブ教育システムの構築が求められています。
- そのためには福祉部局と教育部局の連携や、教職員等関係者を対象とした障害に関する啓発など、関係機関・関係団体が一体となった取組が必要です。
- このような視点のもとに、これまで以上に就学前保育・教育の充実、学校教育の充実と環境整備を図るとともに、障害児一人ひとりの発達程度、適応状況等に応じた適切な学びの場づくりと、本人・保護者への十分な情報提供、丁寧な合意形成を図る必要があります。
- 「障害の早期発見・早期対応のためのチームを学校に設置」という障害者団体の声については、現在のところ「こども発達センター」や「奈良市教育センター」で障害の早期発見・早期対応を行っています。各学校では「特別支援教育コーディネーター」を中心とした「校内委員会」がその役目を担っており、その機能充実を図ります。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 幼少期、学童期から、障害のある子どもと接し互いに個性を尊重する教育
- 福祉と教育の連携
- 発達支援、個別支援計画の充実
- 教職員、保護者、民生委員等を対象とした障害に関する啓発
- 障害の早期発見・早期対応のためのチームを学校に設置

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
新規	インクルーシブ教育の理念に基づいた教育	関係機関・関係団体が一体となった取組によって、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを基本として、柔軟に学びの場を選択・変更できるインクルーシブ教育システムの構築に努めます。	児童期から、障害のある子どもと接し互いに個性を尊重する教育	学校教育課 教育相談課
			福祉部局と教育部局の連携による障害者理解のある教育の推進	障がい福祉課 教育相談課
			児童、生徒、教職員、保護者等を対象とした障害に関する啓発	障がい福祉課 教育支援課 教育相談課
継続	就学前保育・教育の充実	就学前保育・教育に関する相談支援を推進するとともに、一人ひとりの発達の程度、適応の状況等に応じた保育・教育環境を提供できるよう、保育士・教諭等の適切な配置、ニーズに対応した教育・保育の提供、バリアフリー環境の充実等に努めます。	障害児の支援体制	障がい福祉課
			障害児指導巡回訪問と関係機関との連携	こども園推進課
			特別保育事業	こども園推進課 保育所・幼稚園課
			園巡回療育相談及び園巡回指導	子育て相談課
			特別支援教育支援員	教職員課
			教育相談員の配置	教育相談課
			園内バリアフリー化及び障害児対応トイレ改修	教育総務課
継続	学校教育の充実	学校教育に関する相談支援を推進するとともに、一人ひとりの発達の程度、適応の状況等に応じた学びの場を提供できるよう、関係機関と連携します。	適正就学のための委員会設置	教育相談課
			教育環境の整備	教育相談課
			交流及び共同学習の推進	教育相談課
			校内バリアフリー化及び障害児対応トイレ改修	教育総務課
継続	特別支援教育の充実	障害のある児童生徒の成長を支援するため、一貫した指導・支援ができるよう、個別支援計画の策定・活用を図ります。	特別支援教育コーディネーター養成	教育相談課
			発達支援、個別支援計画、個別の教育支援計画の充実	障がい福祉課 子育て相談課 教育相談課
			特別支援教育連携協議会	教育相談課

2 文化芸術活動、スポーツ等の振興

【現状と課題】

- 障害者が地域において、文化芸術活動、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりに取り組むことが求められています。
- 本市では、総合福祉センター等において、さまざまなスポーツ・教養文化教室、大会等を開催しています。より多くの対象者が興味を持って参加できる内容に育てていくため、障害者団体等関係者との協働によりこれらの企画を充実するとともに、コミュニケーション方法の確保やバリアフリー化等の環境整備に努める必要があります。
- さまざまな団体において自主的な文化芸術活動、スポーツ活動等が行われています。これらをさらに育てていくためには、指導者の育成・確保や発表の場の充実が求められています。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 文化芸術活動・スポーツ等の機会充実と指導者の人材確保
- 障害者スポーツへの支援

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	文化芸術活動及びスポーツ等への参加促進	障害者団体等関係者との協働により総合福祉センター等における文化芸術活動・スポーツ等の活動内容の充実を図り、コミュニケーション方法の確保やバリアフリー化等の環境整備に努めます。	総合福祉センター事業	障がい福祉課
			ならやま屋内温水プール	スポーツ振興課
			公民館バリアフリー	生涯学習課
継続	自主活動への支援	指導者の育成・確保や発表の場の充実等によって、自主的な文化芸術活動、スポーツ活動等を支援します。	指導者の人材確保	文化振興課 スポーツ振興課
			発表の機会の充実	文化振興課 スポーツ振興課
			障害者スポーツへの支援	スポーツ振興課

Ⅳ 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的な考え方】

障害者が地域で自立した生活を送るうえで就労機会の確保が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を発揮できるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の充実と工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。

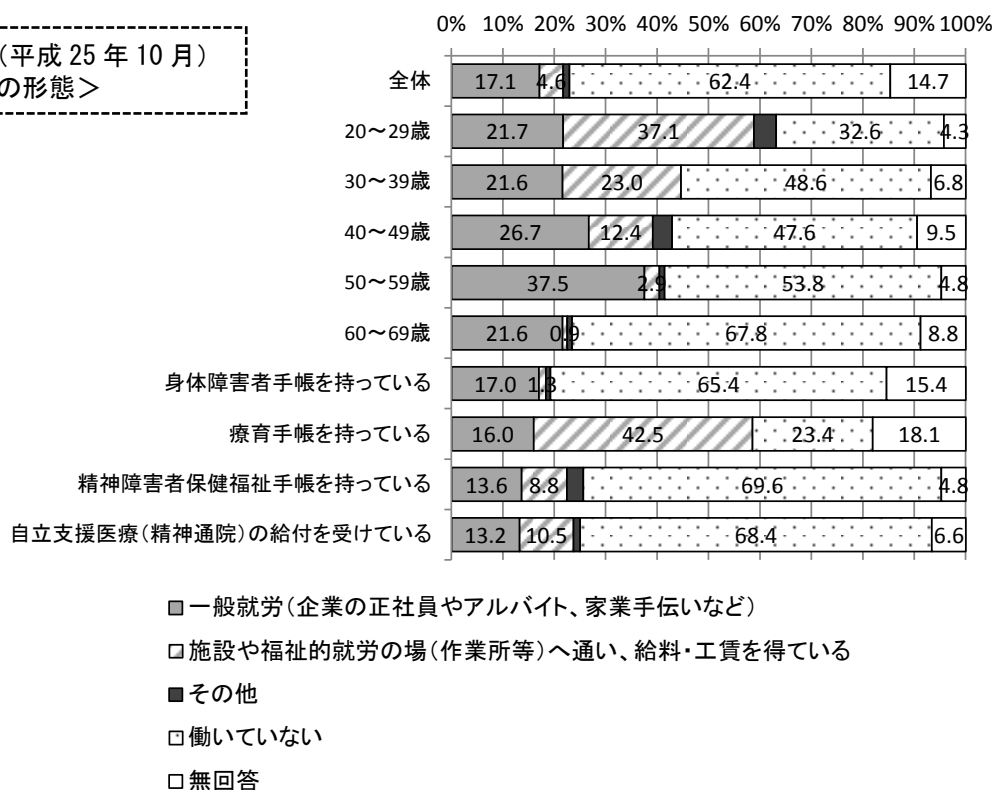
併せて経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

1 雇用・就業への支援

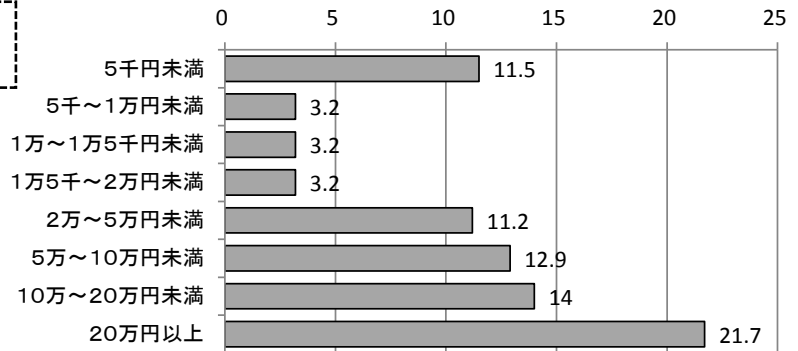
【現状と課題】

- 障害者の就労状況については、アンケート調査結果でも一般就労がまだ十分とはいえず、知的障害者では福祉的就労が多く、身体障害者や精神障害者では無業の人が多くなっています。また、就労している場合の給料・工賃（月額）は10万円未満が45.3%、そのうち5万円未満が32.4%で、低い水準となっています。

アンケート調査（平成25年10月）
＜就労の形態＞



アンケート調査（平成 25 年 10 月）
＜給料・工賃（月額）＞



- 障害者の就労相談については、ハローワーク、なら障がい者就業・生活支援センターコンパス、奈良障害者職業センター等と連携して、就労前の支援から就労後の適応援助まで継続的な支援を行っています。
- 一般就労については、まだ低い水準にとどまっており、観光経済部等関係部局、関係機関との連携により障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に企業への啓発・働きかけに努めることが求められています。
- 福祉的就労については工賃の水準が低いという課題があり、この向上に向けて公民一体となった取組が求められています。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 障害者が働きやすい環境づくり
- それぞれの障害に合った職業訓練
- 商工労働部局での取組
- 長期にわたる日常生活指導・職業訓練・就労後のサポート
- 福祉的就労の場における最低賃金等の補償

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	総合的な就労支援	関係機関の連携のもと、就労前の支援から就労後の適応援助まで継続的な支援を行います。	就労移行支援	障がい福祉課
			委託相談支援事業	障がい福祉課
新規	障害者雇用の推進	一般就労への移行を促進するため、企業に向けた障害者雇用制度の啓発や関係機関が実施する就労に関する無料相談会等の斡旋などの取組を進めます。	障害者雇用に関する制度を啓発	商工労政課
			関係機関が実施する就労に関する無料相談会（保護者可）等の斡旋	商工労政課
継続	福祉的就労の充実	事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、福祉的就労における工賃の向上に向け、公民一体となった取組を進めます。 また、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を推進します。	就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）	障がい福祉課

2 経済的自立への支援

【現状と課題】

- 障害者の経済的自立を支援するため、諸手当を支給するとともに、各種税制上の優遇制度や公共料金の負担軽減等（市が所有・管理する施設の利用等にあたり、その必要性や利用実態を踏まえながら行う利用料等の割引・減免等）を実施しています。
- 受給資格をもつ障害者が、これらの制度に関する情報が行き届かないために不利益を被ることのないよう、制度の周知に取り組むことが必要です。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	諸手当の支給	諸手当の支給によって経済的自立を支援します。	諸手当の支給	障がい福祉課 子ども育成課
継続	経済的負担の軽減	各種税制上の優遇制度、公共料金の負担軽減等によって経済的自立を支援します。	税制上の優遇制度	市民税課
			公共料金の負担軽減	障がい福祉課等

【基本的な考え方】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備・確保を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、観光客等来訪する障害者にも配慮した移動手段の確保、公共交通機関や公共施設等社会環境のバリアフリー化を推進するなど、障害者に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

1 住宅の確保

【現状と課題】

- 公営住宅における障害者向け（車イス常用者がいる世帯向け）住宅は、第4号（般若寺）市営住宅に6戸、第5号（大安寺）市営住宅に2戸、第9号（紀寺）市営住宅に2戸の計10戸があります。直近の入居者募集状況は一般向け住宅が平均20倍を超えているのに対して、心身障害者向け住宅は前々回が0倍、前回は2倍となっており、隠れた需要は判らないものの、現状維持が妥当と考えています。
- 一般向け市営住宅でも比較的最近建設された住宅については、手すりが付いていたり、段差解消が図られていたりするものもあり、障害の種別によっては十分とはいえないものの、ある程度は対応できると思われます。
- 障害者総合支援法に基づく介護給付の一環として、グループホーム等の整備に取り組んでおり、今後も継続していく必要があります。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	公営住宅の確保	入居者募集において、一般向け公営住宅と同様、複数の申込みがあった場合は抽選により入居者を決定します。	心身障害者向け市営住宅の空き家への入居	住宅課
継続	グループホーム等の確保	地域自立支援協議会において、関係者により様々な問題の協議や情報の分析、職員の資質向上を目的とする研修会の開催などを実施しながら、グループホーム等の整備に取り組めます。	地域自立支援協議会の取組	障がい福祉課
			障害者福祉施設整備費補助事業	障がい福祉課

2 社会環境のバリアフリー化

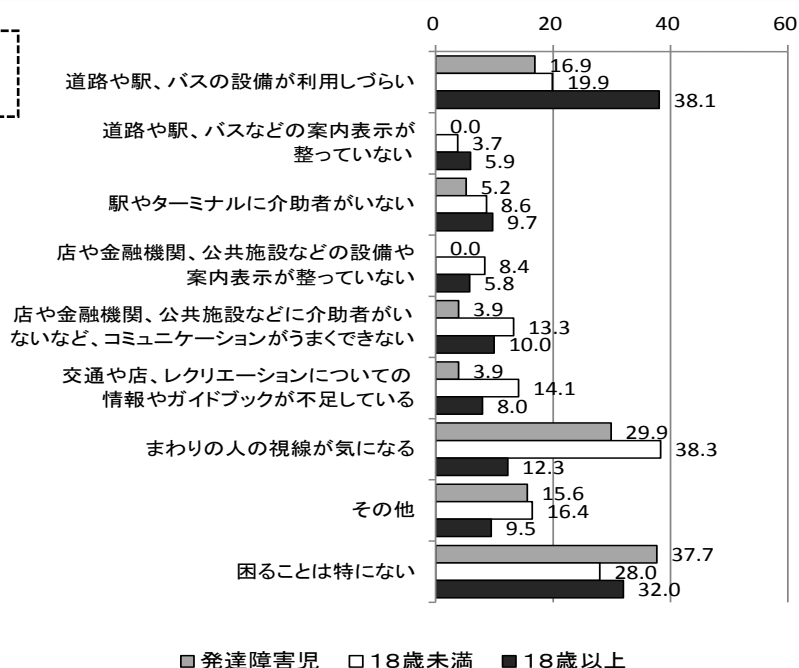
【現状と課題】

- 障害者の移動手段の確保を支援するため、福祉タクシー助成や市内バス無料乗車証の交付を行っています。このほか関係機関によりバス運賃、国内航空運賃、鉄道、有料道路、タクシーの割引も実施されています。今後もこれらの支援を継続するとともに、生命を維持するための通院支援等の充実を図ることが求められます。
- 障害者が安全な歩行や自由な通行ができるように、歩道の段差解消や点字ブロックの設置等、交通安全施設の改善整備を行っています。市内全域にいきわたっておらず、順次整備を進めていくことが求められています。
- 市民が利用する公共施設については、障害者の利用に配慮した改善・整備が進められています。今後も市民がよく利用する民間施設も含めて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づくバリアフリー化を推進していくことが求められています。
- 国際文化観光都市・奈良として、障害者の観光客を温かく迎えるために、観光施設のバリアフリー化や情報提供を行っており、今後もそれらを一層推進していくことが求められています。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 公共交通機関の利用負担軽減
- 市民へのバリアフリー化支援
- 行政・民間におけるバリアフリー化

アンケート調査（平成 25 年 10 月） ＜外出時に困ること＞



【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	移動手段の確保	福祉タクシー助成や市内バス・県内バス利用料金等の割引など、移動手段確保のための支援を継続するとともに、通院支援等を目的とした充実を図ります。	福祉タクシー助成事業	障がい福祉課
			友愛バス優遇措置事業	障がい福祉課
継続	外出環境のバリアフリー化	外出・移動しやすい環境を整備するため、道路環境等のバリアフリー化や、放置自転車対策等を推進します。	放置自転車対策	交通政策課
			交通安全施設整備事業	道路建設課
継続	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設や市民がよく利用する民間施設について、施設利用の利便性、安全性の向上を促進します。	近鉄大和西大寺駅構内通行支援事業	交通政策課
			人にやさしい鉄道駅整備事業	交通政策課
			「奈良市バリアフリー基本構想」の策定	交通政策課
継続	障害者の観光客のおもてなしのための環境整備	障害者の観光客を温かく迎えるために、観光施設のバリアフリー情報の提供を推進します。	奈良市車いすガイド	観光戦略課
			観光施設バリアフリー情報	観光戦略課

VI 情報とコミュニケーションのバリアフリー化

【基本的な考え方】

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化を推進します。

1 情報提供の充実等

【現状と課題】

- 本市では、福祉情報の広報のために、障がい者福祉のしおりや点字版・録音版しみんだよりの製作を行っています。福祉のしおりには、相談窓口の案内、手帳交付、支援の内容、施設や各種関係機関等を紹介しており、障害者に広く利用されています。新しい福祉情報については、適宜パンフレットを作成し、配布を行っています。
- 福祉のしおりや点字版・録音版しみんだよりでは、基本的な情報は伝えています、きめ細かい情報を提供しきれていないことが課題として挙げられます。
- IT活用が普及している現在、ホームページ等のITの活用によって、情報提供の内容の充実を図ることが求められています。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 障害のある人もない人も同じように情報を獲得できる社会。
- ITの活用を含めた広報媒体の充実
- 各種相談窓口に関する広報の充実

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	広報の充実	ITの活用も図りながら、きめ細かい広報による情報提供の充実に努めます。	しみんだよりでの情報提供	広報広聴課
			ホームページ、SNS、動画等の広報媒体の充実	広報広聴課
			各種相談窓口に関する広報の充実	広報広聴課
継続	福祉情報の提供	障害者の相談やサービス利用に必要な情報が行き届くよう、パンフレット等の充実に努めます。	障がい者福祉のしおり	障がい福祉課

2 行政情報のバリアフリー化

【現状と課題】

- 行政情報の提供においては、ＩＴの活用も含めて、障害者を含むすべての人が利用しやすいよう配慮する必要があります。
- 本市では、しみんだよりや障がい者福祉のしおり等の点字・録音版の製作、ホームページにおける音声読み上げサービスなどを行っています。今後もより幅広く行政情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	広報のバリアフリー化	しみんだよりやホームページ等の広報について、障害者を含む誰もが利用しやすいようバリアフリー化を推進します。	心身障害者広報等発行事業	障がい福祉課
			しみんだよりの点字版、録音版の製作に係る情報提供	広報広聴課
			ホームページコンテンツのアクセシビリティへの注意・喚起	広報広聴課
継続	福祉情報のバリアフリー化	福祉情報の提供において、バリアフリー化を推進します。	点字、録音版による福祉情報提供	障がい福祉課

VII 安全・安心の確保

【基本的な考え方】

障害者が地域社会において、安全・安心に暮らせるよう、大震災等の教訓や南海トラフ地震の想定などをふまえた防災対策や、防犯対策を推進します。

1 防災対策の推進

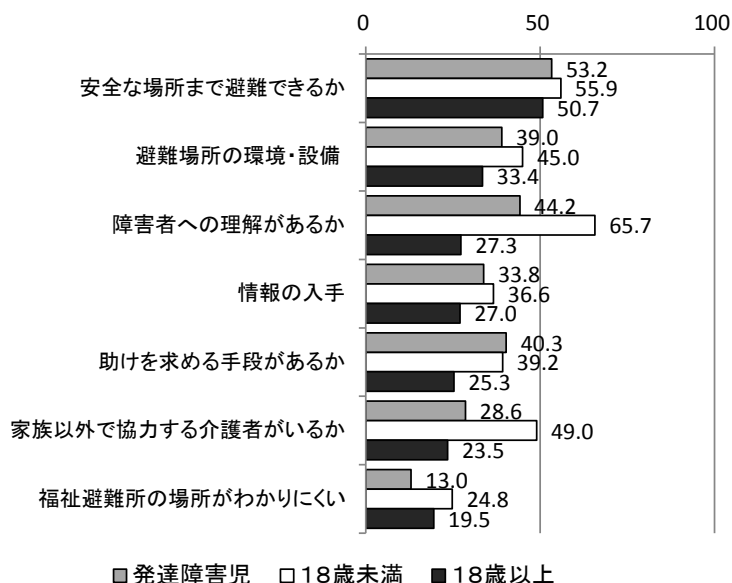
【現状と課題】

- 本市では、災害時避難行動要支援者として登録を同意した障害者の安否確認がスムーズに実施できるよう、民生委員の協力により避難に必要な情報収集を行い災害時避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいます。また、災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、自主防災・防犯組織へ災害時避難行動要支援者名簿が活用できるよう支援しています。しかし、名簿の活用ができていない自主防災・防犯組織が少ないため、今後も継続的な支援が必要です。
- 聴覚障害者に対する「あんしんメールサービス」等、火災・救急時等の緊急通報手段の提供を行っており、今後も継続的な実施が必要です。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 災害時の避難行動要支援者名簿の活用
- 災害時のライフラインの確保
- 災害時の障害者の避難への支援

アンケート調査（H25年10月）
＜災害時の不安＞



【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	災害時避難行動要支援者対策の推進	民生委員等地域の協力により災害時避難行動要支援者対策を推進します。	災害時避難行動要支援者名簿作成	福祉政策課 障がい福祉課
			災害時避難行動要支援者名簿の交付 自主防災・防犯組織との連携による 災害時避難行動要支援者の避難支援	危機管理課
継続	地域における自主防災活動の支援	地域における自主防災活動を支援します。	地域防災計画・防災番組放送・ホームページ	危機管理課
			自主防災・防犯組織活動支援	危機管理課
継続	緊急時の通報手段の提供	緊急時における障害者への通報手段を提供します。	あんしんメールサービス	消防局（指令課）
			FAX119	消防局（指令課）
継続	福祉避難所の確保	一般の避難所では避難生活に困難が生じる障害者を一時的に避難させる福祉避難所を確保します。	福祉避難所の確保	危機管理課 福祉政策課 障がい福祉課

2 防犯対策の推進

【現状と課題】

- 障害者が犯罪や消費者トラブル等にまきこまれることを防止するため、本市では各種啓発や緊急時の通報手段の提供を行っており、今後も継続する必要があります。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	啓発の推進	防犯に関する啓発や市民協働による防犯への取組支援を推進します。	防犯講演会	危機管理課
			奈良地区・奈良西地区・天理山辺地区防犯協議会支援	危機管理課
継続	緊急時の通報手段の提供	緊急時における障害者への通報手段を提供します。	あんしんメールサービス	消防局（指令課）

【基本的な考え方】

誰もが互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、障害者差別解消法（平成 25 年制定）等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。併せて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

1 障害を理由とする差別の解消の推進

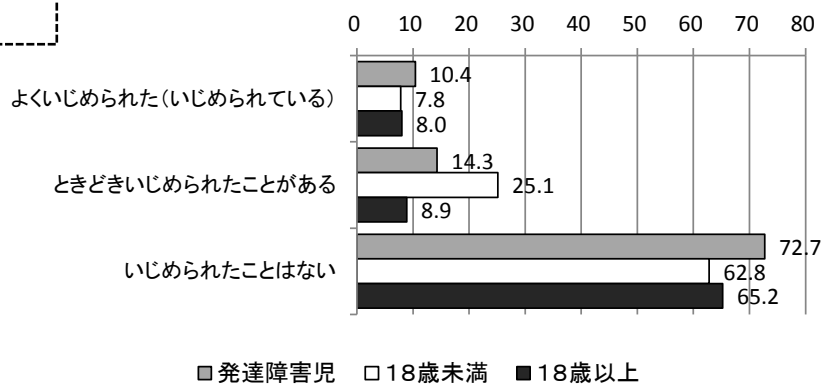
【現状と課題】

- 誰もが互いに人格と個性を尊重し共生する地域社会の実現は障害者基本法改正（平成 23 年）の基本原則です。また、平成 25 年には障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月から施行されることとなっており、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進等に取り組む必要があります。
- 本市のアンケート結果では、障害児の 32.9%が「いじめられたことがある」と回答しています。また、障害者が周りに十分理解されていると思うかについては、障害児・発達障害児の場合約 4 割から 5 割が「理解されていない」と回答しています。また、30 ページに記載したように、外出するときに困ることとして「周りの視線が気になる」ことが多くあげられています。
- 障害のある人と障害のない人とが共生する地域社会の実現へ向けて、市民・団体との協働により一層啓発を推進していくことが求められています。

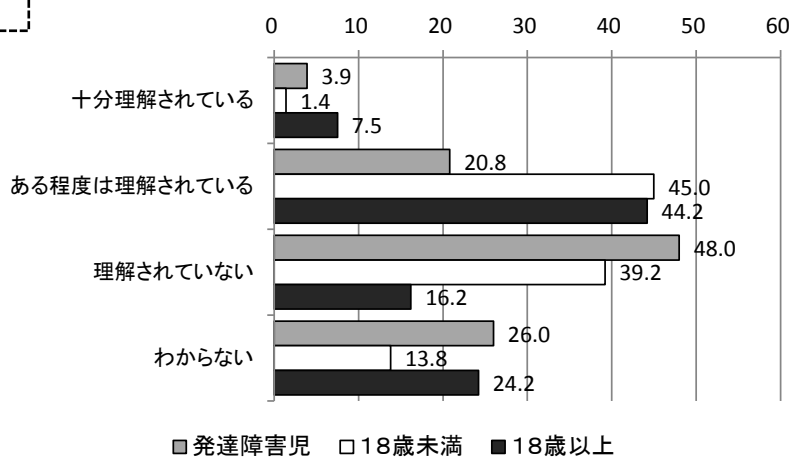
【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 行政との協働による啓発の推進
- いじめにあうことをなくす取組
- 共生社会の実現を目指して幼児期からの福祉教育、市民啓発の推進
- 市民・団体による社会的障壁の除去への取組

アンケート調査（平成 25 年 10 月）
＜いじめられた経験＞



アンケート調査（平成 25 年 10 月）
＜障害者への周囲の理解＞



【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	市民啓発の推進	あらゆる広報媒体、啓発機会を活用して、障害者に対する理解を深めるための市民啓発を推進します。	しみんだより（障害者週間）	障がい福祉課
			精神障害者支援体制促進事業	障がい福祉課
			総合福祉センター事業	障がい福祉課
			理解促進研修・啓発事業	障がい福祉課
			「センターだより」の発行	人権政策課
			地域人権教育支援事業	人権政策課
			公民館運営	生涯学習課
			公民館事業	生涯学習課

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組む必要があります。
- 障害者本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度及び奈良市社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用支援事業（地域福祉権利擁護事業）の適切な利用の促進に向けた取組を進める必要があります。
- 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組む必要があります。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	虐待の防止	関係機関と連携しながら、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組めます。	障害者虐待防止センター	障がい福祉課
継続	権利擁護の推進	障害者本人の意思決定支援のひとつとして成年後見制度の適切な利用を促進するとともに、さまざまな権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談窓口の充実に努めます。	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課 長寿福祉課
			無料法律相談	広報広聴課 （市民なんでも 相談窓口）

IX 行政サービス等における配慮

【基本的な考え方】

行政サービスの利用や行政の対応において障害者が不利益を被ることなく、その権利を円滑に行使することができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、選挙等における障害者に対する配慮を行います。

1 行政サービス等における配慮

【現状と課題】

- 本市では行政職員等の障害者理解の促進に努めるため、障害者福祉に関する職員研修や人権問題啓発研修等を実施しており、今後も継続して取り組んでいくとともに、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る必要があります。
- 選挙における障害者への配慮としては、郵便等による不在者投票を実施していますが、今後、投票所のバリアフリー化等投票環境の向上に努めることが求められています。

【アンケート調査及び障害者団体懇談会での声】

- 行政における障害者理解の促進
- 選挙等意思決定の場における配慮

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	障害者福祉に関する職員研修や人権問題啓発研修等を実施するとともに、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。	職員研修	障がい福祉課
			人権問題啓発研修	人事課
新規	選挙等における配慮	選挙等における配慮として、投票所のバリアフリー化等投票環境の向上に努めます。	選挙等における配慮	選挙管理委員会 事務局

第4章 推進体制

1 連携・協力の確保

本市の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各部局間の緊密な連携・協力を図ります。

また、本計画は市の障害者施策の基本的方向を定めるものであり、その着実な実施及び推進には地域自立支援協議会をはじめ関係機関・関係者との連携・協力が必要不可欠であることから、障害者福祉施策に関する情報提供、研修機会の提供、広報・啓発活動等、関係機関・関係者との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

2 進捗状況の管理及び評価

本計画の総合的かつ適切な実施、評価及び見直しを実施することによって、本計画の着実な実現に努めます。

また、内部評価だけでなく外部評価の機会を設定し、定期的に計画の進捗状況を検証し、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

3 実態把握及び情報提供

障害者の実態を把握するために、定期的な実態調査等を実施するとともに、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析等の調査結果について、本計画の推進状況の評価を踏まえた取組の見直しへの反映に努めます。

本計画の推進において広く市民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに市民の意見の反映に努めます。

資 料 編

1	奈良市障害者福祉基本計画策定委員会名簿	44
2	奈良市障害者福祉基本計画策定委員会設置要領	45
3	策定の経緯	46
4	アンケート調査結果	47
5	パブリックコメントの結果	95
6	用語説明	96

1 奈良市障害者福祉基本計画策定委員会名簿

氏 名	所 属	備考
◎山下 憲昭	大谷大学教授	
○櫻井 寛明	奈良市民生児童委員協議会連合会会長	平成 25 年 12 月 24 日まで
○中井 弘司	奈良市民生児童委員協議会連合会会長	平成 25 年 12 月 25 日から
坂下 美恵子	奈良市肢体障害者福祉協会会長	
安井 清悟	奈良市肢体不自由児・者父母の会会長	
内藤 恒史	奈良市視覚障害者協会会長	
松本 敬子	奈良市聴覚障害者協会会長	
小西 英玄	奈良市手をつなぐ親の会会長	
井上 陸夫	奈良市精神障害者家族会「奈良ともしび会」会長	
北村 栄一	奈良市介護給付費等の支給に関する審査会会長	
富和 清隆	東大寺福祉療育病院長	
近藤 秀雄	奈良市社会福祉協議会事務局長	
小林 桂子	奈良市地域婦人団体連絡協議会会長	
竹村 健	奈良市自治連合会会長	
田中 仁美	奈良市ボランティア連絡協議会会長	
江崎 真喜	奈良市地域自立支援協議会	
植村 利彦	奈良県中央こども家庭相談センター所長	
木村 和功	奈良公共職業安定所所長	
下岡 久志朗	奈良養護学校校長	
木下 理恵	奈良東養護学校校長	
藤田 和義	奈良西養護学校校長	

◎：会長、○：副会長 （順不同）

2 奈良市障害者福祉基本計画策定委員会設置要領

（目的及び設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画として、奈良市障害者福祉基本計画を策定するに当たり、幅広く意見を求め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市障害者福祉基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、奈良市障害者福祉基本計画の策定に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者

（3）その他市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

（ワーキンググループ）

第6条 奈良市障害者福祉基本計画の骨子及び原案を作成するため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関する事項は、別に定める。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成25年5月2日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、奈良市障害者福祉基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

3 策定の経緯

日付	事項	内容
平成 25 年 8 月 8 日	第 1 回奈良市障害者福祉基本計画策定委員会	1. 奈良市障害者福祉基本計画策定委員会会長及び副会長の選任について 2. 奈良市障害者福祉計画策定委員会運営要領（案）について 3. 会議録署名人の選任について 4. 奈良市障害者福祉基本計画について （ア）基本計画策定スケジュールについて （イ）アンケート調査の内容検討
平成 25 年 9 月 24 日 ～10 月 11 日	奈良市障害者福祉基本計画策定のためのアンケート調査実施	調査対象：次のとおりの 3,050 人 ●0～18 歳未満の障害児の保護者（以下「障害児」） ●18 歳以上の障害者（難病患者を含む） ●発達障害児（手帳を所持していないが障害児通所支援サービスを利用している子ども）
平成 25 年 11 月 7 日	関係団体ヒアリング及び懇談会	参加団体 ●奈良市肢体障害者福祉協会 ●奈良市中途失聴・難聴者協会 ●奈良市精神障害者家族会「奈良ともしび会」 ●奈良市腎臓病患者友の会 ●奈良市聴覚障害者協会 ●奈良市手をつなぐ親の会
平成 25 年 10 月	事業所アンケート実施	調査対象：市内の福祉サービス事業所 回収数：92 件
平成 25 年 11 月 21 日	第 2 回奈良市障害者福祉基本計画策定委員会	1. アンケート調査の集計・分析結果報告、 2. 各障害者団体との懇談会開催報告 3. 計画の骨子案について
平成 26 年 2 月 6 日	第 3 回奈良市障害者福祉基本計画策定委員会	1. 奈良市障害者福祉基本計画策定委員会 副会長の選任について 2. 奈良市障害者福祉基本計画の素案について
平成 26 年 2 月 16 日 ～3 月 14 日	パブリックコメントの実施	意見件数：1 件
平成 26 年 3 月 25 日	第 4 回奈良市障害者福祉基本計画策定委員会	1. パブリックコメントの結果について 2. 奈良市障害者福祉基本計画案について

4 アンケート調査結果

I 調査概要

1 調査の目的

障害者基本法に規定されている「市町村障害者計画」として策定した現計画の「奈良市障がい者福祉基本計画」を見直し、国の障害者基本計画及び奈良県障害者計画との整合を図りながら、新たな奈良市障害者福祉基本計画を策定するにあたって、本市の障害者及び介護者の状況やニーズを把握し、計画に反映するための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査の方法

①調査地域

奈良市内全域

②調査対象

- 0～18歳未満の障害児の保護者（以下「障害児」）
- 18歳以上の障害者（難病患者を含む）
- 発達障害児（手帳を所持していないがサービスを利用している子ども）

③抽出方法

無作為抽出法により3,000人（発達障害児100人を含む）を抽出。

発達障害児50人の直接配布を追加。合計3,050人に配布。

④調査方法

郵送留置き法による自記式アンケート調査。（無記名方式）

⑤調査期間

発送日 平成25年 9月24日（月）

締切日 平成25年10月11日（金）

(2) 回収結果

	現状	調査数	回収数	回収率
18歳未満の障害児	930	700	347	49.6%
発達障害児（18歳未満）		150	77	51.3%
18歳以上の障害者	16,484	2,200	1,214	55.2%
全 体	17,414	3,050	1,638	53.7%

Ⅱ 調査結果-1 18歳未満の障害児

1 基本的な事項

(1) 問1 年齢...(数量)

合計	3624.00
平均	10.50
分散(回答者数-1)	21.26
標準偏差	4.61
最大値	18.00
最小値	0.00
無回答	2
全体	345

(1) 問1 年齢...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	0～5歳	61	17.6
2	6～11歳	120	34.6
3	12～14歳	82	23.6
4	15歳以上	82	23.6
	無回答	2	0.6
	全体	347	100.0

(2) 問2 性別...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	男性	222	64.0
2	女性	124	35.7
	無回答	1	0.3
	全体	347	100.0

※次頁の居住地区の区分は次のとおり

①中部ゾーン

1. 飛鳥^{あすか} 4. 大宮^{おおみや} 9. 佐保^{さほ} 10. 佐保川^{さほがわ} 11. 佐保台^{さほだい} 15. 済美^{せいび} 16. 済美南^{せいびみなみ} 18. 大安寺^{だいあんじ}
19. 大安寺西^{だいあんじにし} 24. 鼓阪^{つざか} 25. 鼓阪北^{つざかきた} 26. 椿井^{つばい} 42. 都跡^{みやと}

②西部ゾーン

2. あやめ池^{いけ} 3. 右京^{うきょう} 7. 西大寺北^{さいだいじきた} 8. 左京^{さきょう} 12. 神功^{じんぐう} 13. 朱雀^{すざく} 17. 青和^{せいわ} 27. 鶴舞^{つるまい}
29. 富雄北^{とみおきた} 30. 富雄第三^{とみおだいさん} 31. 富雄南^{とみおみなみ} 32. 登美ヶ丘^{とみがおか} 33. 鳥見^{とりみ}
35. 二名^{にみょう} 37. 東登美ヶ丘^{ひがしとみがおか} 38. 伏見^{ふしみ} 39. 伏見南^{ふしみみなみ} 40. 平城^{へいじょう} 41. 平城西^{へいじょうにし}
43. 三碓^{みつがらす} 46. 六条^{ろくじょう}

③南部ゾーン

6. 帯解^{おびとけ} 14. 精華^{せいか} 20. 辰市^{たついち} 28. 東市^{とういち} 44. 明治^{めいじ}

④東部ゾーン

5. 興東^{こうとう} 21. 田原^{たわら} 22. 月ヶ瀬^{つきがせ} 23. 都祁^{つげ} 34. 並松^{なんまつ} 36. 吐山^{はやま} 45. 六郷^{りくごう} 47. 柳生^{やぎゅう}

(3) 問3 居住地区（統合）...（単数回答）

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	中部ゾーン	100	28.8
2	西部ゾーン	201	58.0
3	南部ゾーン	22	6.3
4	東部ゾーン	15	4.3
	無回答	9	2.6
	全体	347	100.0

(4) 問4 家族構成...（単数回答）

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	本人と（その兄弟姉妹 及び）両親の二世代	270	77.8
2	本人と（その兄弟姉妹 及び）両親及び祖父母（の両方またはいずれか）の三世代	40	11.5
3	本人と（その兄弟姉妹 及び）いずれかの親の一人親家庭	33	9.5
4	その他	2	0.6
	無回答	2	0.6
	全体	347	100.0

(5) 問5 通園・通学・就労状況...（単数回答）

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家で育児を受けている	9	2.6
2	保育所（園）・幼稚園に在籍	33	9.5
3	小学校普通学級に在籍	17	4.9
4	小学校特別支援学級に在籍	73	21.0
5	中学校普通学級に在籍	13	3.7
6	中学校特別支援学級に在籍	39	11.2
7	高等学校・専修学校・専門学校等に在籍	21	6.1
8	特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）に在籍	125	36.1
9	就労している	0	0.0
10	その他	16	4.6
	無回答	1	0.3
	全体	347	100.0

特に年齢分布をクロス集計してみると次のとおり。

※数字は上段が回答数、下段が構成比

		合計	問1 年齢				
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	無回答
全体		347 100.0	61 17.6	120 34.6	82 23.6	82 23.6	2 0.6
問2 性別	男性	222 100.0	33 14.9	81 36.5	52 23.4	56 25.2	0 0.0
	女性	124 100.0	28 22.6	39 31.4	30 24.2	26 21.0	1 0.8
問3 居住 地区	中部ゾーン	100 100.0	18 18.0	33 33.0	25 25.0	24 24.0	0 0.0
	西部ゾーン	201 100.0	38 18.9	69 34.3	53 26.4	40 19.9	1 0.5
	南部ゾーン	22 100.0	3 13.6	10 45.5	0 0.0	9 40.9	0 0.0
	東部ゾーン	15 100.0	2 13.3	5 33.3	2 13.3	6 40.1	0 0.0
問4 家族 構成	本人と（その兄弟姉妹 及び）両親の二世代	270 100.0	51 18.9	97 35.9	60 22.2	61 22.6	1 0.4
	本人と（その兄弟姉妹 及 び）両親及び祖父母（の両 方またはいずれか）の三世 代	40 100.0	5 12.5	14 35.0	9 22.5	11 27.5	1 2.5
	本人と（その兄弟姉妹 及 び）いずれかの親の一人親 家庭	33 100.0	4 12.1	7 21.2	12 36.4	10 30.3	0 0.0
	その他	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問5 通 園・通 学・就 労 状況	家で育児を受けている	9 100.0	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	保育所（園）・幼稚園 に在籍	33 100.0	30 90.9	3 9.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学校普通学級に在籍	17 100.0	0 0.0	14 82.4	3 17.6	0 0.0	0 0.0
	小学校特別支援学級に 在籍	73 100.0	0 0.0	65 89.0	8 11.0	0 0.0	0 0.0
	中学校普通学級に在籍	13 100.0	0 0.0	0 0.0	12 92.3	1 7.7	0 0.0
	中学校特別支援学級に 在籍	39 100.0	0 0.0	0 0.0	31 79.5	6 15.4	2 5.1
	高等学校・専修学校・ 専門学校等に在籍	21 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	21 100.0	0 0.0
	特別支援学校（幼稚部、小 学部、中学部、高等部）に 在籍	125 100.0	11 8.8	34 27.2	27 21.6	53 42.4	0 0.0
	就労している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	16 100.0	10 62.4	4 25.0	1 6.3	1 6.3	0 0.0

2 障害者手帳の状況

療育手帳所持者が74.4%、身体障害者手帳所持者が30.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者が3.5%となっており、重複して手帳を所持している人も含まれている。

(6) 問6 障害手帳の状況...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	身体障害者手帳を持っている	105	30.3
2	療育手帳を持っている	258	74.4
3	精神障害者保健福祉手帳を持っている	12	3.5
	無回答	4	1.2
	全体	347	100.0

(7) 問7① <身体>手帳の等級...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	1級	39	37.1
2	2級	22	21.0
3	3級	20	19.0
4	4級	13	12.4
5	5級	2	1.9
6	6級	6	5.7
	無回答	3	2.9
	非該当	242	
	全体	105	100.0

(8) 問7② <身体>障害名...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	視覚障害	4	3.8
2	聴覚・平衡機能障害	26	24.8
3	音声・言語・そしゃく機能障害	5	4.8
4	上肢機能障害	23	21.9
5	下肢機能障害	19	18.1
6	体幹機能障害	8	7.6
7	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	12	11.4
8	心臓機能障害	25	23.8
9	じん臓機能障害	1	1.0
10	呼吸器機能障害	6	5.7
11	ぼうこう・直腸・小腸機能障害	6	5.7
12	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	0	0.0
13	肝臓機能障害	0	0.0
14	その他	4	3.8
	無回答	0	0.0
	非該当	242	
	全体	105	100.0

(9) 問7③ <療育>障害の程度...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	A 1	24	9.3
2	A 2	54	20.9
3	A	14	5.4
4	B 1	47	18.2
5	B 2	110	42.7
6	B	7	2.7
	無回答	2	0.8
	非該当	89	
	全体	258	100.0

(10) 問7④ <精神>手帳の等級...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	1 級	0	0.0
2	2 級	6	50.0
3	3 級	5	41.7
	無回答	1	8.3
	非該当	335	
	全体	12	100.0

3 通学や卒業後のこと

希望する進学先は、「特別支援学校」が 33.4%、「地元の小・中学校」が 26.8%などとなっている。

また、卒業後の進路希望としては、「事業所・企業など」が 39.8%、「施設や福祉的就労の場（作業所等）など」が 23.9%となっている。

(11) 問8 希望の進学先...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	地元の小・中学校（普通学級、特別支援学級）	93	26.8
2	高等学校	18	5.2
3	特別支援学校	116	33.4
4	わからない	53	15.3
5	その他	34	9.8
	無回答	33	9.5
	全体	347	100.0

(12) 問9 学校卒業後の進路希望...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	事業所・企業などに就職したい	138	39.8
2	施設や福祉的就労の場（作業所等）などに通って働きたい	83	23.9
3	家業の手伝いをしたい	2	0.6
4	わからない	98	28.2
5	その他	20	5.8
	無回答	6	1.7
	全体	347	100.0

希望する進学先を、現在の通園・通学状況別にみると次のとおりで、小学生までは「地元の小・中学校」が多いが、中学校特別支援学級に在籍している人は「特別支援学校」が多くなっている。

		合計	問8 希望の進学先					
			地元の 小・中 学校（普通 学級、特 別支援学 級）	高等学校	特別支援 学校	わからな い	その他	無回答
全体		347 100.0	93 26.8	18 5.2	116 33.4	53 15.3	34 9.8	33 9.5
問5 通 園・通 学・就労 状況	家で育児を受けて いる	9 100.0	2 22.2	0 0.0	1 11.1	5 55.6	1 11.1	0 0.0
	保育所（園）・幼 稚園に在籍	33 100.0	24 72.7	0 0.0	2 6.1	4 12.1	3 9.1	0 0.0
	小学校普通学級に 在籍	17 100.0	12 70.6	0 0.0	0 0.0	5 29.4	0 0.0	0 0.0
	小学校特別支援学 級に在籍	73 100.0	50 68.4	1 1.4	8 11.0	11 15.1	2 2.7	1 1.4
	中学校普通学級に 在籍	13 100.0	0 0.0	9 69.2	1 7.7	2 15.4	1 7.7	0 0.0
	中学校特別支援学 級に在籍	39 100.0	0 0.0	6 15.4	24 61.5	6 15.4	2 5.1	1 2.6
	高等学校・専修学 校・専門学校等に 在籍	21 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.8	15 71.4	5 23.8
	特別支援学校（幼稚 部、小学部、中学 部、高等部）に在籍	125 100.0	3 2.4	2 1.6	72 57.6	13 10.4	9 7.2	26 20.8
	就労している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	16 100.0	2 12.5	0 0.0	8 49.9	5 31.3	1 6.3	0 0.0

卒業後の進路希望を、現在の通園・通学状況別にみると、特別支援学校に在籍している人の場合「施設や福祉的就労」が多くなっている。また、障害者手帳の状況別にみると、療育手帳所持者の場合「施設や福祉的就労」が比較的多くなっている。

		合計	問9 学校卒業後の進路希望					
			事業所・ 企業など に就職し たい	施設や福 祉的就労 の場（作 業所等） などに 通って働 きたい	家業の手 伝いをし たい	わからな い	その他	無回答
全体		347 100.0	138 39.8	83 23.9	2 0.6	98 28.2	20 5.8	6 1.7
問5 通 園・通 学・就労 状況	家で育児を受けて いる	9 100.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	6 66.7	2 22.2	0 0.0
	保育所（園）・幼 稚園に在籍	33 100.0	18 54.6	3 9.1	0 0.0	10 30.3	1 3.0	1 3.0
	小学校普通学級に 在籍	17 100.0	7 41.2	1 5.9	0 0.0	8 47.0	1 5.9	0 0.0
	小学校特別支援学 級に在籍	73 100.0	31 42.6	15 20.5	0 0.0	23 31.5	2 2.7	2 2.7
	中学校普通学級に 在籍	13 100.0	8 61.5	0 0.0	0 0.0	4 30.8	1 7.7	0 0.0
	中学校特別支援学 級に在籍	39 100.0	23 59.0	5 12.8	0 0.0	10 25.6	1 2.6	0 0.0
	高等学校・専修学 校・専門学校等に 在籍	21 100.0	10 47.6	0 0.0	0 0.0	4 19.0	6 28.6	1 4.8
	特別支援学校（幼稚 部、小学部、中学 部、高等部）に在籍	125 100.0	37 29.6	55 44.0	1 0.8	25 20.0	5 4.0	2 1.6
	就労している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	16 100.0	3 18.8	4 25.0	1 6.3	7 43.6	1 6.3	0 0.0
問6 障害 手帳の状 況	身体障害者手帳を 持っている	105 100.0	46 43.8	12 11.4	0 0.0	34 32.4	11 10.5	2 1.9
	療育手帳を持っ ている	258 100.0	93 36.1	80 31.0	1 0.4	66 25.6	13 5.0	5 1.9
	精神障害者保健福 祉手帳を持ってい る	12 100.0	7 58.4	0 0.0	1 8.3	3 25.0	1 8.3	0 0.0

進路の不安や悩みについては、「自分に合った仕事に就けるかどうか不安だ」64.0%、「職場でうまくやっていけるかどうか不安だ」62.0%、「継続した雇用があるかどうか不安だ」49.0%などがあげられている。

(13) 問10 進路の不安や悩み... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	自分が行きたい施設が奈良市内にないので不便だ	44	12.7
2	身近に進路相談できる窓口がほしい	112	32.3
3	自分に合った仕事に就けるかどうか不安だ	222	64.0
4	継続した雇用があるかどうか不安だ	170	49.0
5	職場でうまくやっていけるかどうか不安だ	215	62.0
6	その他	62	17.9
	無回答	11	3.2
	全体	347	100.0

4 出かけるときに困っていること

「まわりの人の視線が気になる」38.3%、「道路や駅、バスの設備（駐車場、トイレ、段差、スロープ等）が利用しづらい」19.9%、「交通や店、レクリエーションについての情報やガイドブックが不足している」14.1%、「店や金融機関、公共施設などに介助者がいないなど、コミュニケーションがうまくできない」13.3%などがあげられている。「困ることは特にない」は28.0%となっている。

(14) 問11 出かけるときに困っていること... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	道路や駅、バスの設備（駐車場、トイレ、段差、スロープ等）が利用しづらい	69	19.9
2	道路や駅、バスなどの案内表示が整っていない（インターホン、音声案内、点字ブロック、誘導ブロック等）	13	3.7
3	駅やターミナルに介助者がいない	30	8.6
4	店や金融機関、公共施設などの設備や案内表示が整っていない	29	8.4
5	店や金融機関、公共施設などに介助者がいないなど、コミュニケーションがうまくできない	46	13.3
6	交通や店、レクリエーションについての情報やガイドブックが不足している	49	14.1
7	まわりの人の視線が気になる	133	38.3
8	その他	57	16.4
9	困ることは特にない	97	28.0
	無回答	10	2.9
	全体	347	100.0

5 放課後や長期休暇中の過ごし方

「家族と過ごす」84.6%のほかには、「放課後等デイサービスを利用する」38.8%、「日中一時支援サービスを利用する」16.5%などとなっている。「一人でのいる」は17.6%となっている。

(15) 問12 放課後や長期休暇にどうしているか...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家族と過ごす	231	84.6
2	一人でのいる	48	17.6
3	知人に頼む	7	2.6
4	放課後等デイサービスを利用する	106	38.8
5	日中一時支援サービスを利用する	45	16.5
6	バンビホーム〈学童保育〉を利用する	15	5.5
7	有償ボランティアを活用する	4	1.5
8	その他	30	11.0
	無回答	74	
	全体	273	100.0

6 相談や情報について

あればよいと思う相談先としては、「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」65.1%、「生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」55.3%、「就労について相談できる窓口」44.1%、「小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）」42.1%などがあげられている。

(16) 問14 どんな相談先があればよいか...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）	146	42.1
2	家の近所で相談できる相談窓口	76	21.9
3	障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口	226	65.1
4	生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口	192	55.3
5	障害者同士や介護者同士が相談し合える機会	91	26.2
6	土日や祝日でも相談できる窓口	79	22.8
7	就労について相談できる窓口	153	44.1
8	虐待に関して相談できる窓口	6	1.7
9	その他	13	3.7
10	相談は特に必要ない	21	6.1
	無回答	4	1.2
	全体	347	100.0

障害者手帳の状況別にみると、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳所持者の場合、いずれの項目もそれを望む比率が高くなっている。

		問14 どんな相談先があればよいか											
合計		小さなこ ともでも気 軽に相談 できる先 (家族・ 友人はの ぞく)	家の近所 で相談で きる相談 窓口	障害の特 性につい てよく理 解してい る専門的 な相談窓 口	生活の上 のさまざ まな困り ごとや サービス 利用に総 合的に対 応できる 相談窓口	障害者同 士や介護 者同士が 相談し合 える機会	土日や祝 日でも相 談できる 窓口	就労につ いて相談 できる窓 口	虐待に関 して相談 できる窓 口	その他	相談は特 に必要な い	無回答	
全体		347 100.0	146 42.1	76 21.9	226 65.1	192 55.3	91 26.2	79 22.8	153 44.1	6 1.7	13 3.7	21 6.1	4 1.2
問6 障害 手帳の状 況	身体障害者手帳を 持っている	105 100.0	36 34.3	16 15.2	61 58.1	47 44.8	26 24.8	18 17.1	36 34.3	1 1.0	4 3.8	12 11.4	2 1.9
	療育手帳を持っ ている	258 100.0	113 43.8	63 24.4	171 66.3	151 58.5	65 25.2	64 24.8	121 46.9	5 1.9	9 3.5	12 4.7	3 1.2
	精神障害者保健福 祉手帳を持ってい る	12 100.0	9 75.0	4 33.3	10 83.3	10 83.3	5 41.7	4 33.3	6 50.0	0 0.0	1 8.3	0 0.0	0 0.0

支援や教育について知りたい情報としては、「卒業後の進路について」62.2%、「卒業後に仕事につくための支援について」61.7%、「進学する学校について」41.5%といった将来に関するものや、「専門的な療育機関や相談機関について」42.1%、「障害福祉サービスの利用について」40.3%、「障害のある子どもが利用しやすい施設や設備（飲食店・トイレ・公共施設など）について」37.2%などがあげられている。

(17) 問15 支援や教育について知りたい情報... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	障害福祉サービスの利用について	140	40.3
2	専門的な療育機関や相談機関について	146	42.1
3	悩みを相談できる人や団体、機関について	90	25.9
4	同じ障害のある仲間と出会える場について	101	29.1
5	進学する学校について	144	41.5
6	卒業後の進路について	216	62.2
7	卒業後に仕事につくための支援について	214	61.7
8	障害に関わらず参加できる地域の行事やイベント、学べる場などについて	76	21.9
9	障害のある子どもが利用しやすい施設や設備（飲食店・トイレ・公共施設など）について	129	37.2
10	医療について	100	28.8
11	特にない	12	3.5
12	その他	17	4.9
	無回答	3	0.9
	全体	347	100.0

7 近所づきあいや災害時の不安について

地域・隣近所づきあいの程度については、「会った時はあいさつをしあう」が44.7%と最も多く、次いで「世間話をする」21.9%、「用事を頼める程度のつきあいはしている」13.8%、「地域の活動によく参加している」13.0%と続いている。「つきあいはしていない」は4.9%となっている。

(18) 問16 地域・隣近所づきあいの程度...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	地域の活動によく参加している	45	13.0
2	用事を頼める程度のつきあいはしている	48	13.8
3	世間話をする	76	21.9
4	会った時はあいさつをしあう	155	44.7
5	つきあいはしていない	17	4.9
6	その他	1	0.3
	無回答	5	1.4
	全体	347	100.0

災害時の避難に関して不安に感じていることについては、「障害者への理解があるか」65.7%、「安全な場所まで避難できるか」55.3%、「家族以外で協力する介護者がいるか」49.0%、「避難場所の環境・設備」45.0%などがあげられている。

(19) 問17 災害で避難するときに不安なこと...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	安全な場所まで避難できるか	194	55.9
2	情報の入手	127	36.6
3	家族以外で協力する介護者がいるか	170	49.0
4	助けを求める手段があるか	136	39.2
5	障害者への理解があるか	228	65.7
6	避難場所の環境・設備	156	45.0
7	福祉避難所の場所がわかりにくい	86	24.8
8	その他	19	5.5
	無回答	18	5.2
	全体	347	100.0

障害者手帳の状況別にみると、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「障害者への理解があるか」が高率となっている。

		合計	問17 災害で避難するときに不安なこと								
			安全な場所まで避難できるか	情報の入手	家族以外で協力する介護者がいるか	助けを求める手段があるか	障害者への理解があるか	避難場所の環境・設備	福祉避難所の場所がわかりにくい	その他	無回答
全体		347 100.0	194 55.9	127 36.6	170 49.0	136 39.2	228 65.7	156 45.0	86 24.8	19 5.5	18 5.2
問6 障害 手帳の状 況	身体障害者手帳を持っている	105 100.0	57 54.3	39 37.1	46 43.8	38 36.2	49 46.7	52 49.5	29 27.6	5 4.8	8 7.6
	療育手帳を持っている	258 100.0	141 54.7	88 34.1	134 51.9	102 39.5	185 71.7	114 44.2	61 23.6	16 6.2	13 5.0
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	12 100.0	9 75.0	7 58.3	7 58.3	7 58.3	10 83.3	7 58.3	6 50.0	1 8.3	1 8.3

8 介護者の健康や困りごと

介護者の92.2%は「母親」となっている。

(20) 問18 主たる介護者... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	母親	320	92.2
2	父親	6	1.7
3	祖母	2	0.6
4	祖父	1	0.3
5	きょうだい	0	0.0
6	その他同居している人	1	0.3
	無回答	17	4.9
	全体	347	100.0

介護者の健康状態については、「よく肩がこる、痛い」42.1%、「いつも心配ごとがある」32.1%、「手足、腰、背中などが痛い」24.8%、「全身がだるい」20.3%などがあげられており、「疲れはてている」という深刻な回答も16.1%となっている。

「どこも悪いところがなく、健康」という回答は24.8%となっている。

(21) 問19 介護者の健康状態... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	全身がだるい	67	20.3
2	カゼをひきやすい	34	10.3
3	胃や腸の調子が悪い	37	11.2
4	便秘や下痢をすることが多い	43	13.0
5	頭が重い	41	12.4
6	よく肩がこる、痛い	139	42.1
7	手足、腰、背中などが痛い	82	24.8
8	めまいがすることがある	64	19.4
9	何もする気になれない	30	9.1
10	食事がおいしくない	4	1.2
11	いつも心配ごとがある	106	32.1
12	生理が不順、生理痛がきつい	48	14.5
13	疲れはてている	53	16.1
14	もう介護を続けられないと思うことがある	22	6.7
15	医者や治療院で治療を受けている・持病がある	56	17.0
16	どこも悪いところがなく、健康	82	24.8
17	その他	27	8.2
	無回答	4	1.2
	非該当	17	
	全体	330	100.0

「疲れはてている」や「もう介護を続けられないと思うことがある」は特に精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、高くなっている。

		合計	問19 介護者の健康状態								
			全身がだるい	カゼをひきやすい	胃や腸の調子が悪い	便秘や下痢をすることが多い	頭が重い	よく肩がこる、痛い	手足、腰、背中などが痛い	めまいがすることがある	何もする気になれない
全体		330 100.0	67 20.3	34 10.3	37 11.2	43 13.0	41 12.4	139 42.1	82 24.8	64 19.4	30 9.1
問6 障害手帳の状況	身体障害者手帳を持っている	100 100.0	18 18.0	4 4.0	10 10.0	10 10.0	13 13.0	39 39.0	31 31.0	16 16.0	6 6.0
		療育手帳を持っている	245 100.0	55 22.4	27 11.0	28 11.4	35 14.3	26 10.6	105 42.9	58 23.7	50 20.4
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	11 100.0	3 27.3	2 18.2	1 9.1	1 9.1	4 36.4	6 54.5	4 36.4	5 45.5	3 27.3

		合計	問19 介護者の健康状態								
			食事がおいしくない	いつも心配ごとがある	生理が不順、生理痛がきつい	疲れはてている	もう介護を続けられないと思うことがある	医者や治療院で治療を受けている・持病がある	どこも悪いところがなく、健康	その他	無回答
全体		330 100.0	4 1.2	106 32.1	48 14.5	53 16.1	22 6.7	56 17.0	82 24.8	27 8.2	4 1.2
問6 障害手帳の状況	身体障害者手帳を持っている	100 100.0	0 0.0	26 26.0	13 13.0	15 15.0	3 3.0	11 11.0	31 31.0	6 6.0	2 2.0
	療育手帳を持っている	245 100.0	4 1.6	79 32.2	39 15.9	39 15.9	19 7.8	43 17.6	53 21.6	21 8.6	3 1.2
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	11 100.0	0 0.0	9 81.8	3 27.3	3 27.3	2 18.2	4 36.4	3 27.3	2 18.2	0 0.0

介護者が困っていること・不安に思っていることについては、「自分の健康のことが気になっている」39.4%、「自分の時間がもてない」27.9%「趣味や娯楽を楽しむ時間がない」20.0%などがあげられている。

(22) 問20 介護者が困っていること・不安なこと...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	自分の健康のことが気になっている	130	39.4
2	医者に診てもらふ時間がない	23	7.0
3	ゆっくり入浴することができない	49	14.8
4	自分の時間がもてない	92	27.9
5	外出できない	26	7.9
6	仕事をやめた、仕事にでられない	41	12.4
7	夜も眠れない	25	7.6
8	趣味や娯楽を楽しむ時間がない	66	20.0
9	その他	67	20.3
	無回答	72	21.8
	非該当	17	
	全体	330	100.0

暮らしの困りごとや不安については、「介護者がいなくなった時のこと」63.4%、「本人の就職・就労のこと」63.4%「学校でのことや進学のこと」50.1%が多くあげられ、次いで「病気や健康、日頃の医療のこと」27.4%、「住み続ける場所のこと」25.1%などとなっている。

(23) 問21 暮らしの困りごとや不安...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	暮らしの上での経済的なこと	145	41.8
2	介護者がいなくなった時のこと	220	63.4
3	親身になってくれる相談相手がいない	18	5.2
4	住み続ける場所のこと	87	25.1
5	福祉サービスの内容や利用料のこと	67	19.3
6	学校でのことや進学のこと	174	50.1
7	本人の就職・就労のこと	220	63.4
8	保護者の就労のこと	47	13.5
9	病気や健康、日頃の医療のこと	95	27.4
10	夜間などの緊急医療のこと	49	14.1
11	近所や地域の人間関係のこと	53	15.3
12	職場や通所施設の人間関係のこと	43	12.4
13	災害が起こったときの避難のこと	132	38.0
14	余暇の過ごし方のこと	69	19.9
15	その他	9	2.6
16	悩みや不安は特にない	12	3.5
	無回答	5	1.4
	全体	347	100.0

9 いじめや障害者への理解

子どもがいじめられた経験については、「いじめられたことはない」が62.8%で、「ときどきいじめられたことがある」が25.1%、「よくいじめられた(いじめられている)」が7.8%となっている。

いじめられた場所の多くは「学校・園・施設で」となっている。

(24) 問22 子どもがいじめられた経験...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	よくいじめられた(いじめられている)	27	7.8
2	ときどきいじめられたことがある	87	25.1
3	いじめられたことはない	218	62.8
	無回答	15	4.3
	全体	347	100.0

(25) 問22-1 (よく) いじめられた場所...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家庭で	2	0.6
2	学校・園・施設で	26	7.5
3	近所で	6	1.7
4	その他	1	0.3
	無回答	320	92.2
	全体	347	100.0

(26) 問22-2 (ときどき) いじめられた場所...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家庭で	5	1.4
2	学校・園・施設で	75	21.6
3	近所で	14	4.0
4	その他	3	0.9
	無回答	260	74.9
	全体	347	100.0

自分たち障害者が周りに十分理解されていると思うかについては、「十分理解されている」が1.4%、「ある程度は理解されている」が45.0%、「理解されていない」が39.2%となっている。

居住地区別にみると、中部ゾーン、西部ゾーンでは「理解されていない」の比率が他のゾーンに比べて高くなっている。

		合計	問23 障害者が周りに十分理解されていると思うか				
			十分理解 されてい る	ある程度 は理解さ れている	理解され ていない	わからな い	無回答
全体		347 100.0	5 1.4	156 45.0	136 39.2	48 13.8	2 0.6
問3 居住 地区	中部ゾーン	100 100.0	0 0.0	41 41.0	42 42.0	15 15.0	2 2.0
		西部ゾーン	201 100.0	5 2.5	88 43.8	83 41.3	25 12.4
	南部ゾーン		22 100.0	0 0.0	13 59.1	6 27.3	3 13.6
		東部ゾーン	15 100.0	0 0.0	10 66.7	3 20.0	2 13.3

10 市に力をいれてほしい取り組み

「本人の就労支援」59.4%、「学校教育の充実」42.1%、「障害に関する学校教育や市民啓発の充実」37.5%、「放課後や長期休暇時の支援の充実」36.3%などがあげられている。

(28) 問24 市に力をいれてほしい取り組み...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	健診体制の充実	40	11.5
2	幼児期の指導と療育	89	25.6
3	学校教育の充実	146	42.1
4	放課後や長期休暇時の支援の充実	126	36.3
5	本人の就労支援	206	59.4
6	保護者の就労支援	44	12.7
7	相談体制の充実	91	26.2
8	子どもの地域での居場所づくり	84	24.2
9	障害に関する学校教育や市民啓発の充実	130	37.5
10	その他	23	6.6
	無回答	3	0.9
	全体	347	100.0

Ⅲ調査結果-2 18歳未満の発達障害児

1 基本的な事項

(1) 問1 年齢...(数量)

合計	377.00
平均	4.90
分散(回答者数-1)	8.75
標準偏差	2.96
最大値	16.00
最小値	1.00
無回答	0
全体	77

(29) 問1 年齢...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	0～5歳	54	70.1
2	6～11歳	21	27.3
3	12～14歳	1	1.3
4	15歳以上	1	1.3
	無回答	0	0.0
	全体	77	100.0

(2) 問2 性別...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	男性	55	71.4
2	女性	22	28.6
	無回答	0	0.0
	全体	77	100.0

(31) 問3 居住地区(統合)...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	中部ゾーン	21	27.3
2	西部ゾーン	50	64.9
3	南部ゾーン	6	7.8
4	東部ゾーン	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	77	100.0

(4) 問4 家族構成...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	本人と（その兄弟姉妹 及び）両親の二世帯	65	84.4
2	本人と（その兄弟姉妹 及び）両親及び祖父母（の両方またはいずれか）の三世帯	5	6.5
3	本人と（その兄弟姉妹 及び）いずれかの親の一人親家庭	6	7.8
4	その他	1	1.3
	無回答	0	0.0
	全体	77	100.0

(5) 問5 通園・通学・就労状況...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家で育児を受けている	25	32.4
2	保育所（園）・幼稚園に在籍	22	28.6
3	小学校普通学級に在籍	9	11.7
4	小学校特別支援学級に在籍	7	9.1
5	中学校普通学級に在籍	0	0.0
6	中学校特別支援学級に在籍	1	1.3
7	高等学校・専修学校・専門学校等に在籍	0	0.0
8	特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）に在籍	2	2.6
9	就労している	0	0.0
10	その他	11	14.3
	無回答	0	0.0
	全体	77	100.0

特に年齢分布をクロス集計してみると次のとおり。

※数字は上段が回答数、下段が構成比

		合計	問1 年齢				
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	無回答
全体		77 100.0	54 70.1	21 27.3	1 1.3	1 1.3	0 0.0
問2 性別	男性	55 100.0	40 72.7	14 25.5	1 1.8	0 0.0	0 0.0
	女性	22 100.0	14 63.7	7 31.8	0 0.0	1 4.5	0 0.0
問3 居住 地区	中部ゾーン	21 100.0	14 66.6	6 28.6	0 0.0	1 4.8	0 0.0
	西部ゾーン	50 100.0	35 70.0	14 28.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0
	南部ゾーン	6 100.0	5 83.3	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	東部ゾーン	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問4 家族 構成	本人と（その兄弟 姉妹 及び）両親 の二世帯	65 100.0	48 73.9	16 24.6	1 1.5	0 0.0	0 0.0
	本人と（その兄弟姉 妹 及び）両親及び 祖父母（の両方また はいずれか）の三世 帯	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	本人と（その兄弟姉 妹 及び）いずれか の親の一人親家庭	6 100.0	1 16.7	4 66.6	0 0.0	1 16.7	0 0.0
	その他	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問5 通 園・通 学・就 労 状況	家で育児を受けて いる	25 100.0	25 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	保育所（園）・幼 稚園に在籍	22 100.0	18 81.8	4 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学校普通学級に 在籍	9 100.0	0 0.0	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学校特別支援学 級に在籍	7 100.0	0 0.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中学校普通学級に 在籍	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中学校特別支援学 級に在籍	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	高等学校・専修学 校・専門学校等に 在籍	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	特別支援学校（幼稚 部、小学部、中学 部、高等部）に在籍	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	就労している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	11 100.0	9 81.8	1 9.1	0 0.0	1 9.1	0 0.0

2 発達上の特徴について

発達の特徴のことを最初に心配した時の子どもの年齢は、1歳～2歳がもっとも多く、平均は1.9歳となっている。

(6) 問6 発達が心配になり始めた年齢...(数量)

合計	146.00
平均	1.90
分散(回答者数-1)	1.86
標準偏差	1.36
最大値	8.00
最小値	0.00
無回答	0
全体	77

(30) 問6 発達が心配になり始めた年齢...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	0歳	8	10.4
2	1歳	25	32.4
3	2歳	24	31.2
4	3歳	13	16.9
5	4歳	5	6.5
6	5歳	0	0.0
7	6歳	1	1.3
8	7歳	0	0.0
9	8歳	1	1.3
	無回答	0	0.0
	全体	77	100.0

最初に気づいたのは「保護者」55.8%のほか、「医師」14.3%、「市の保健師（乳幼児健診時など）」14.3%などとなっている。

0～5歳の子どもの場合、「医師」、「市の保健師（乳幼児健診時など）」が多く、6～11歳の子どもの場合、「保育園や幼稚園の教職員」が多くなっている。

		合計	問7 最初に気付いた人								無回答
			保護者	保護者以外の家族や親戚	本人	医師	市の保健師（乳幼児健診時など）	お子さんが通う保育園や幼稚園の教職員	お子さんが通う小中学校の教員	その他	
全体		77	43	5	0	11	11	6	0	1	0
		100.0	55.8	6.5	0.0	14.3	14.3	7.8	0.0	1.3	0.0
問1 年齢	0～5歳	54	27	4	0	9	11	2	0	1	0
		100.0	49.9	7.4	0.0	16.7	20.4	3.7	0.0	1.9	0.0
	6～11歳	21	14	1	0	2	0	4	0	0	0
		100.0	66.7	4.8	0.0	9.5	0.0	19.0	0.0	0.0	0.0
	12～14歳	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	15歳以上	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

専門機関等に相談した時期については、「1 か月以内に相談した」が37.7%、「1 か月をすぎて1 年以内には相談した」が55.8%、「1 年以上すぎてから相談した」が5.2%となっている。

1 か月をすぎて相談した人にすぐに相談しなかった理由をたずねたところ、「重要なこととは思わなかった（支障を感じなかった）」27.7%、「他の子と違うということを受け入れられなかった」21.3%、「相談先がわからなかった」17.0%などがあげられた。

発達障害の状態については、「ことばの発達の遅れ」74.0%、「自閉症」40.3%、「注意欠陥多動性障害」20.8%などとなっている。

(8) 問8 専門機関に相談した時期... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	1 か月以内に相談した	29	37.7
2	1 か月をすぎて1 年以内には相談した	43	55.8
3	1 年以上すぎてから相談した	4	5.2
	無回答	1	1.3
	全体	77	100.0

(9) 問9 すぐに相談しなかった理由... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	重要なこととは思わなかった（支障を感じなかった）	13	27.7
2	他の子と違うということを受け入れられなかった	10	21.3
3	相談先がわからなかった	8	17.0
4	仕事などで忙しかった	1	2.1
5	お子さんが嫌がった	0	0.0
6	家族や親戚が嫌がった	0	0.0
7	その他	23	48.9
	無回答	2	4.3
	非該当	30	
	全体	47	100.0

(10) 問10 発達障害の状態... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	ことばの発達の遅れ	57	74.0
2	自閉症	31	40.3
3	情緒障害	11	14.3
4	学習障害	6	7.8
5	注意欠陥多動性障害	16	20.8
6	アスペルガー症候群	7	9.1
7	わからない	3	3.9
8	その他	12	15.6
9	上記のような発達上の特徴や発達障害はない	1	1.3
	無回答	1	1.3
	全体	77	100.0

3 通学や卒業後のこと

希望する進学先は、「地元の小・中学校」が89.6%と多くを占めている。

また、卒業後の進路希望としては、「事業所・企業など」が46.7%と多く、「わからない」が39.0%となっている。「施設や福祉的就労の場（作業所等）など」は6.5%と少ない。

(11) 問11希望の進学先... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	地元の小・中学校（普通学級、特別支援学級）	69	89.6
2	高等学校	2	2.6
3	特別支援学校	2	2.6
4	わからない	2	2.6
5	その他	2	2.6
	無回答	0	0.0
	全体	77	100.0

(12) 問12 学校卒業後の進路希望... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	事業所・企業などに就職したい	36	46.7
2	施設や福祉的就労の場（作業所等）などに通って働きたい	5	6.5
3	家業の手伝いをしたい	0	0.0
4	わからない	30	39.0
5	その他	4	5.2
	無回答	2	2.6
	全体	77	100.0

進路の不安や悩みについては、「職場でうまくやっていけるかどうか不安だ」55.8%、「自分に合った仕事に就けるかどうか不安だ」51.9%、「継続した雇用があるかどうか不安だ」40.3%などがあげられている。

(13) 問13 進路の不安や悩み... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	自分が行きたい施設が奈良市内にないので不便だ	5	6.5
2	身近に進路相談できる窓口がほしい	26	33.8
3	自分に合った仕事に就けるかどうか不安だ	40	51.9
4	継続した雇用があるかどうか不安だ	31	40.3
5	職場でうまくやっていけるかどうか不安だ	43	55.8
6	その他	17	22.1
	無回答	4	5.2
	全体	77	100.0

4 出かけるときに困っていること

「まわりの人の視線が気になる」29.9%、「道路や駅、バスの設備（駐車場、トイレ、段差、スロープ等）が利用しづらい」16.9%などがあげられている。「困ることは特にない」は37.7%となっている。

(14) 問14 出かけるときに困っていること... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	道路や駅、バスの設備（駐車場、トイレ、段差、スロープ等）が利用しづらい	13	16.9
2	道路や駅、バスなどの案内表示が整っていない（インターホン、音声案内、点字ブロック、誘導ブロック等）	0	0.0
3	駅やターミナルに介助者がいない	4	5.2
4	店や金融機関、公共施設などの設備や案内表示が整っていない	0	0.0
5	店や金融機関、公共施設などに介助者がいないなど、コミュニケーションがうまくできない	3	3.9
6	交通や店、レクリエーションについての情報やガイドブックが不足している	3	3.9
7	まわりの人の視線が気になる	23	29.9
8	その他	12	15.6
9	困ることは特にない	29	37.7
	無回答	1	1.3
	全体	77	100.0

5 放課後や長期休暇中の過ごし方

「放課後等デイサービスを利用する」72.7%がもっとも多く、次いで「家族と過ごす」68.2%のほかには、「知人に頼む」18.2%、「日中一時支援サービスを利用する」13.6%などとなっている。「一人でのいる」は13.6%となっている。

(15) 問15 放課後や長期休暇にどうしているか... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家族と過ごす	15	68.2
2	一人でのいる	3	13.6
3	知人に頼む	4	18.2
4	放課後等デイサービスを利用する	16	72.7
5	日中一時支援サービスを利用する	3	13.6
6	バンビホーム〈学童保育〉を利用する	2	9.1
7	有償ボランティアを活用する	3	13.6
8	その他	2	9.1
	無回答	55	
	全体	22	100.0

6 相談や情報について

あればよいと思う相談先としては、「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」75.3%、「小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）」54.5%、「生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」48.1%などがあげられている。

(16) 問17 どんな相談先があればよいか... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）	42	54.5
2	家の近所で相談できる相談窓口	28	36.4
3	障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口	58	75.3
4	生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口	37	48.1
5	障害者同士や介護者同士が相談し合える機会	23	29.9
6	土日や祝日でも相談できる窓口	25	32.5
7	就労について相談できる窓口	23	29.9
8	虐待に関して相談できる窓口	5	6.5
9	その他	4	5.2
10	相談は特に必要ない	1	1.3
	無回答	1	1.3
	全体	77	100.0

支援や教育について知りたい情報としては、「専門的な療育機関や相談機関について」64.9%がもっとも多くあげられているほか、「進学する学校について」55.8%、「卒業後の進路について」48.1%、「卒業後に仕事につくための支援について」42.9%といった将来に関するものや、「悩みを相談できる人や団体、機関について」46.8%などがあげられている。

(17) 問18 支援や教育について知りたい情報... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	障害福祉サービスの利用について	26	33.8
2	専門的な療育機関や相談機関について	50	64.9
3	悩みを相談できる人や団体、機関について	36	46.8
4	同じ障害のある仲間と出会う場について	25	32.5
5	進学する学校について	43	55.8
6	卒業後の進路について	37	48.1
7	卒業後に仕事につくための支援について	33	42.9
8	障害に関わらず参加できる地域の行事やイベント、学べる場などについて	17	22.1
9	障害のある子どもが利用しやすい施設や設備（飲食店・トイレ・公共施設など）について	24	31.2
10	医療について	23	29.9
11	特になし	2	2.6
12	その他	3	3.9
	無回答	2	2.6
	全体	77	100.0

7 近所づきあいや災害時の不安について

地域・隣近所づきあいの程度については、「会った時はあいさつをしあう」が45.4%と最も多く、次いで「世間話をする」27.3%、「地域の活動によく参加している」10.4%、「用事を頼める程度のつきあいはしている」7.8%と続いている。

(18) 問19 地域・隣近所づきあいの程度... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	地域の活動によく参加している	8	10.4
2	用事を頼める程度のつきあいはしている	6	7.8
3	世間話をする	21	27.3
4	会った時はあいさつをしあう	35	45.4
5	つきあいはしていない	5	6.5
6	その他	0	0.0
	無回答	2	2.6
	全体	77	100.0

災害時の避難に関して不安に感じていることについては、「安全な場所まで避難できるか」53.2%、「障害者への理解があるか」44.2%、「助けを求める手段があるか」40.3%、「避難場所の環境・設備」39.0%などがあげられている。

(19) 問20 災害で避難するときに不安なこと... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	安全な場所まで避難できるか	41	53.2
2	情報の入手	26	33.8
3	家族以外で協力する介護者がいるか	22	28.6
4	助けを求める手段があるか	31	40.3
5	障害者への理解があるか	34	44.2
6	避難場所の環境・設備	30	39.0
7	福祉避難所の場所がわかりにくい	10	13.0
8	その他	6	7.8
	無回答	6	7.8
	全体	77	100.0

8 介護者の健康や困りごと

介護者の90.9%は「母親」となっている。

(20) 問21 主たる介護者...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	母親	70	90.9
2	父親	1	1.3
3	祖母	1	1.3
4	祖父	0	0.0
5	きょうだい	0	0.0
6	その他同居している人	0	0.0
	無回答	5	6.5
	全体	77	100.0

介護者の健康状態については、「よく肩がこる、痛い」40.3%、「いつも心配ごとがある」40.3%、「手足、腰、背中などが痛い」23.6%、「生理が不順、生理痛がきつい」22.2%などがあげられており、「疲れはてている」という深刻な回答も16.7%となっている。

「どこも悪いところがなく、健康」という回答は20.8%となっている。

(21) 問22 介護者の健康状態...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	全身がだるい	13	18.1
2	カゼをひきやすい	12	16.7
3	胃や腸の調子が悪い	4	5.6
4	便秘や下痢をすることが多い	8	11.1
5	頭が重い	2	2.8
6	よく肩がこる、痛い	29	40.3
7	手足、腰、背中などが痛い	17	23.6
8	めまいがすることがある	7	9.7
9	何もする気になれない	6	8.3
10	食事がおいしくない	3	4.2
11	いつも心配ごとがある	29	40.3
12	生理が不順、生理痛がきつい	16	22.2
13	疲れはてている	12	16.7
14	もう介護を続けられないと思うことがある	1	1.4
15	医者や治療院で治療を受けている・持病がある	10	13.9
16	どこも悪いところがなく、健康	15	20.8
17	その他	4	5.6
	無回答	0	0.0
	非該当	5	
	全体	72	100.0

介護者が困っていること・不安に思っていることについては、「自分の時間がもてない」44.4%、「趣味や娯楽を楽しむ時間がない」37.5%などがあげられている。

(22) 問23 介護者が困っていること・不安なこと...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	自分の健康のことが気になっている	15	20.8
2	医者に診てもらう時間がない	9	12.5
3	ゆっくり入浴することができない	16	22.2
4	自分の時間がもてない	32	44.4
5	外出できない	5	6.9
6	仕事をやめた、仕事にでられない	14	19.4
7	夜も眠れない	4	5.6
8	趣味や娯楽を楽しむ時間がない	27	37.5
9	その他	15	20.8
	無回答	11	15.3
	非該当	5	
	全体	72	100.0

暮らしの困りごとや不安については、「学校でのことや進学のこと」70.1%、「本人の就職・就労のこと」45.5%、「介護者がいなくなった時のこと」45.5%、「暮らしの上での経済的なこと」44.2%などが多くあげられている。

(23) 問24 暮らしの困りごとや不安...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	暮らしの上での経済的なこと	34	44.2
2	介護者がいなくなった時のこと	35	45.5
3	親身になってくれる相談相手がない	5	6.5
4	住み続ける場所のこと	15	19.5
5	福祉サービスの内容や利用料のこと	18	23.4
6	学校でのことや進学のこと	54	70.1
7	本人の就職・就労のこと	35	45.5
8	保護者の就労のこと	14	18.2
9	病気や健康、日頃の医療のこと	12	15.6
10	夜間などの緊急医療のこと	8	10.4
11	近所や地域の人間関係のこと	18	23.4
12	職場や通所施設の人間関係のこと	8	10.4
13	災害が起こったときの避難のこと	20	26.0
14	余暇の過ごし方のこと	6	7.8
15	その他	1	1.3
16	悩みや不安は特にない	2	2.6
	無回答	2	2.6
	全体	77	100.0

9 いじめや障害者への理解

子どもがいじめられた経験については、「いじめられたことはない」が72.7%で、「ときどきいじめられたことがある」が14.3%、「よくいじめられた（いじめられている）」が10.4%となっている。

いじめられた場所の多くは「学校・園・施設で」となっている。

(24) 問25 子どもがいじめられた経験...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	よくいじめられた（いじめられている）	8	10.4
2	ときどきいじめられたことがある	11	14.3
3	いじめられたことはない	56	72.7
	無回答	2	2.6
	全体	77	100.0

(25) 問25-1 （よく）いじめられた場所...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家庭で	0	0.0
2	学校・園・施設で	7	9.1
3	近所で	2	2.6
4	その他	1	1.3
	無回答	69	89.6
	全体	77	100.0

(26) 問25-2 （ときどき）いじめられた場所...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家庭で	1	1.3
2	学校・園・施設で	6	7.8
3	近所で	4	5.2
4	その他	0	0.0
	無回答	66	85.7
	全体	77	100.0

自分たち障害者が周りに十分理解されていると思うかについては、「十分理解されている」が3.9%、「ある程度は理解されている」が20.8%であるが、「理解されていない」が48.0%と多くなっている。

(27) 問26 障害者が周りに十分理解されていると思うか...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	十分理解されている	3	3.9
2	ある程度は理解されている	16	20.8
3	理解されていない	37	48.0
4	わからない	20	26.0
	無回答	1	1.3
	全体	77	100.0

10 市に力をいれてほしい取り組み

「幼児期の指導と療育」61.0%がもっとも多く、次いで「学校教育の充実」48.1%、「障害に関する学校教育や市民啓発の充実」40.3%などがあげられている。

(28) 問27 市に力をいれてほしい取り組み... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	健診体制の充実	16	20.8
2	幼児期の指導と療育	47	61.0
3	学校教育の充実	37	48.1
4	放課後や長期休暇時の支援の充実	25	32.5
5	本人の就労支援	26	33.8
6	保護者の就労支援	11	14.3
7	相談体制の充実	17	22.1
8	子どもの地域での居場所づくり	12	15.6
9	障害に関する学校教育や市民啓発の充実	31	40.3
10	その他	5	6.5
	無回答	1	1.3
	全体	77	100.0

Ⅲ調査結果-3 18歳以上の障害者

1 基本的な事項

(1) 問1 年齢...(数量)

合計	78961.00
平均	65.80
分散(回答者数-1)	284.48
標準偏差	16.87
最大値	89.00
最小値	1.00
無回答	14
全体	1200

(37) 問1 年齢...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	18～19歳	4	0.3
2	20～29歳	46	3.8
3	30～39歳	74	6.1
4	40～49歳	105	8.6
5	50～59歳	104	8.6
6	60～69歳	227	18.7
7	70～79歳	368	30.4
8	80歳以上	271	22.3
	無回答	15	1.2
	全体	1214	100.0

(2) 問2 性別...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	男性	589	48.5
2	女性	604	49.8
	無回答	21	1.7
	全体	1214	100.0

(39) 問3 居住地区（統合）...（単数回答）

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	中部ゾーン	408	33.6
2	西部ゾーン	552	45.5
3	南部ゾーン	118	9.7
4	東部ゾーン	76	6.3
	無回答	60	4.9
	全体	1214	100.0

(4) 問4 家族構成...（単数回答）

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	一人暮らし	209	17.2
2	夫婦二人暮らし	427	35.3
3	自分（本人）と親	106	8.7
4	自分（本人）たち夫婦と子ども	183	15.1
5	三世代以上が同居している	79	6.5
6	自分（本人）と親と兄弟など	67	5.5
7	その他	128	10.5
	無回答	15	1.2
	全体	1214	100.0

(36) 問4-7 家族構成・その他内訳...（単数回答）

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	グループホーム・ケアホームで生活している	9	7.0
2	施設で生活している	32	25.0
3	病院に長期入院している	9	7.0
4	その他	70	54.7
	無回答	8	6.3
	非該当	1086	
	全体	128	100.0

特に年齢分布をクロス集計してみると次のとおり。

※数字は上段が回答数、下段が構成比

		合計	問1 年齢								無回答
			18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	
全体		1214 100.0	4 0.3	46 3.8	74 6.1	105 8.6	104 8.6	227 18.7	368 30.4	271 22.3	15 1.2
問2 性別	男性	589 100.0	3 0.5	30 5.1	44 7.5	49 8.3	54 9.2	110 18.7	178 30.2	118 20.0	3 0.5
	女性	604 100.0	1 0.2	16 2.6	30 5.0	56 9.3	49 8.1	112 18.5	188 31.1	148 24.5	4 0.7
問3 居住 地区	中部ゾーン	408 100.0	1 0.2	14 3.4	19 4.7	32 7.8	30 7.4	79 19.4	129 31.6	100 24.5	4 1.0
	西部ゾーン	552 100.0	3 0.5	26 4.7	42 7.6	50 9.1	54 9.8	98 17.8	169 30.6	106 19.2	4 0.7
	南部ゾーン	118 100.0	0 0.0	3 2.5	3 2.5	10 8.5	11 9.3	28 23.7	29 24.6	32 27.2	2 1.7
	東部ゾーン	76 100.0	0 0.0	3 3.9	6 7.9	2 2.6	4 5.3	11 14.5	27 35.5	23 30.3	0 0.0
問4 家族 構成	一人暮らし	209 100.0	0 0.0	1 0.5	8 3.8	21 10.0	18 8.6	40 19.1	55 26.3	64 30.7	2 1.0
	夫婦二人暮らし	427 100.0	0 0.0	2 0.5	6 1.4	15 3.5	15 3.5	97 22.7	195 45.7	94 22.0	3 0.7
	自分（本人）と親	106 100.0	0 0.0	17 16.0	29 27.4	26 24.5	20 18.9	10 9.4	2 1.9	0 0.0	2 1.9
	自分（本人）たち 夫婦と子ども	183 100.0	0 0.0	1 0.5	7 3.8	10 5.5	27 14.8	42 23.0	59 32.2	36 19.7	1 0.5
	三代以上が同居 している	79 100.0	0 0.0	3 3.8	3 3.8	4 5.1	8 10.1	11 13.9	20 25.3	29 36.7	1 1.3
	自分（本人）と親 と兄弟など	67 100.0	3 4.5	16 23.9	12 17.9	17 25.2	5 7.5	6 9.0	3 4.5	4 6.0	1 1.5
	その他 1	128 100.0	1 0.8	6 4.7	9 7.0	10 7.8	9 7.0	21 16.4	30 23.4	41 32.1	1 0.8
問4-7 家 族構成・ その他内 訳	グループホーム・ ケアホームで生活 施設で生活してい る	9 100.0	0 0.0	1 11.1	1 11.1	0 0.0	1 11.1	1 11.1	2 22.3	2 22.2	1 11.1
	病院に長期入院し ている	32 100.0	1 3.1	3 9.4	4 12.5	5 15.6	0 0.0	2 6.3	6 18.8	11 34.3	0 0.0
	その他 2	9 100.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	1 11.1	4 44.5	3 33.3	0 0.0
問5 主な 収入源	年金	977 100.0	0 0.0	30 3.1	51 5.2	65 6.7	43 4.4	182 18.6	342 35.0	256 26.2	8 0.8
	仕事の給料	160 100.0	0 0.0	18 11.3	21 13.1	26 16.3	37 23.0	32 20.0	21 13.1	3 1.9	2 1.3
	家族の収入	217 100.0	4 1.8	16 7.4	13 6.0	30 13.8	34 15.7	40 18.4	41 19.0	35 16.1	4 1.8
	生活保護	75 100.0	0 0.0	0 0.0	8 10.7	19 25.3	12 16.0	21 28.0	11 14.7	4 5.3	0 0.0
	その他	57 100.0	0 0.0	1 1.8	2 3.5	6 10.5	3 5.3	12 21.1	16 27.9	16 28.1	1 1.8
問7 手帳 や給付の 状況	身体障害者手帳を 持っている	970 100.0	1 0.1	14 1.4	22 2.3	42 4.3	77 7.9	205 21.1	349 36.1	252 26.0	8 0.8
	療育手帳を持っ ている	94 100.0	4 4.3	29 30.7	26 27.7	22 23.4	5 5.3	3 3.2	3 3.2	1 1.1	1 1.1
	精神障害者保健福祉 手帳を持っている	125 100.0	0 0.0	8 6.4	33 26.4	40 32.0	19 15.2	19 15.2	4 3.2	0 0.0	2 1.6
	自立支援医療（精神 通院）の給付	76 100.0	0 0.0	3 3.9	21 27.6	23 30.3	11 14.5	13 17.1	4 5.3	0 0.0	1 1.3

2 収入の状況

主な収入源としては、「年金」80.5%、「家族の収入」17.9%、「仕事の給料」13.2%などとなっている。

年齢別にみると、60歳以上では「年金」が80%以上となっている。20歳代～50歳代では「仕事の給料」が24.8%～39.1%で、同時に「家族の収入」が17.6%～34.8%となっている。

また障害者手帳の状況別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「生活保護」が20%あまりと多くなっている。

		合計	問5 主な収入源					
			年金	仕事の給料	家族の収入	生活保護	その他	無回答
全体		1214 100.0	977 80.5	160 13.2	217 17.9	75 6.2	57 4.7	11 0.9
問1 年齢	18～19歳	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	20～29歳	46 100.0	30 65.2	18 39.1	16 34.8	0 0.0	1 2.2	0 0.0
	30～39歳	74 100.0	51 68.9	21 28.4	13 17.6	8 10.8	2 2.7	0 0.0
	40～49歳	105 100.0	65 61.9	26 24.8	30 28.6	19 18.1	6 5.7	1 1.0
	50～59歳	104 100.0	43 41.3	37 35.6	34 32.7	12 11.5	3 2.9	2 1.9
	60～69歳	227 100.0	182 80.2	32 14.1	40 17.6	21 9.3	12 5.3	2 0.9
	70～79歳	368 100.0	342 92.9	21 5.7	41 11.1	11 3.0	16 4.3	1 0.3
	80歳以上	271 100.0	256 94.5	3 1.1	35 12.9	4 1.5	16 5.9	2 0.7
問7 手帳 や給付の 状況	身体障害者手帳を持っている	970 100.0	804 82.9	115 11.9	159 16.4	43 4.4	47 4.8	6 0.6
	療育手帳を持っている	94 100.0	74 78.7	27 28.7	27 28.7	0 0.0	1 1.1	2 2.1
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	125 100.0	82 65.6	14 11.2	26 20.8	30 24.0	7 5.6	2 1.6
	自立支援医療（精神通院）の給付	76 100.0	54 71.1	8 10.5	13 17.1	16 21.1	5 6.6	1 1.3

年収の状況については、100万円未満の人が35.6%となっている。特に年齢別にみると20歳代、30歳代では100万円未満の割合が高い。

		合計	問6 年収						
			30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～80万円未満	80万円～100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～300万円未満	300万円以上
全体		1214 100.0	91 7.5	48 4.0	160 13.2	133 11.0	302 24.7	223 18.4	150 12.4
問1 年齢	18～19歳	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	20～29歳	46 100.0	4 8.7	1 2.2	9 19.6	12 26.1	9 19.6	6 13.0	3 6.5
	30～39歳	74 100.0	8 10.8	2 2.7	23 31.1	16 21.6	10 13.5	5 6.8	4 5.4
	40～49歳	105 100.0	12 11.4	3 2.9	12 11.4	16 15.2	30 28.7	6 5.7	10 9.5
	50～59歳	104 100.0	7 6.7	4 3.8	11 10.6	4 3.8	22 21.2	18 17.3	27 26.0
	60～69歳	227 100.0	18 7.9	8 3.5	21 9.3	27 11.9	62 27.3	42 18.5	27 11.9
	70～79歳	368 100.0	15 4.1	14 3.8	43 11.7	37 10.1	108 29.3	91 24.7	40 10.9
	80歳以上	271 100.0	25 9.2	14 5.2	37 13.7	20 7.4	58 21.3	53 19.6	39 14.4

3 障害者手帳の状況

身体障害者手帳所持者が79.9%、療育手帳所持者が7.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者が10.3%、「自立支援医療（精神通院）の給付」が6.3%となっており、重複して手帳を所持している人も含まれている。

(7) 問7 手帳や給付の状況... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	身体障害者手帳を持っている	970	79.9
2	療育手帳を持っている	94	7.7
3	精神障害者保健福祉手帳を持っている	125	10.3
4	自立支援医療（精神通院）の給付を受けている	76	6.3
	無回答	51	4.2
	全体	1214	100.0

(8) 問8① <身体>手帳の等級...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	1 級	288	29.8
2	2 級	134	13.8
3	3 級	197	20.3
4	4 級	238	24.5
5	5 級	56	5.8
6	6 級	43	4.4
	無回答	14	1.4
	非該当	244	
	全体	970	100.0

(9) 問8② <身体>障害名...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	視覚障害	65	6.7
2	聴覚・平衡機能障害	86	8.9
3	音声・言語・そしゃく機能障害	34	3.5
4	上肢機能障害	168	17.3
5	下肢機能障害	423	43.6
6	体幹機能障害	58	6.0
7	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	7	0.7
8	心臓機能障害	191	19.7
9	じん臓機能障害	62	6.4
10	呼吸器機能障害	27	2.8
11	ぼうこう・直腸・小腸機能障害	44	4.5
12	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1	0.1
13	肝臓機能障害	6	0.6
14	その他	17	1.8
	無回答	25	2.6
	非該当	244	
	全体	970	100.0

(10) 問8③ <療育>障害の程度...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	A 1	13	13.8
2	A 2	12	12.8
3	A	22	23.4
4	B 1	14	14.9
5	B 2	10	10.6
6	B	19	20.2
	無回答	4	4.3
	非該当	1120	
	全体	94	100.0

(11) 問8④ <精神>手帳の等級...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	1 級	12	9.6
2	2 級	85	68.0
3	3 級	22	17.6
	無回答	6	4.8
	非該当	1089	
	全体	125	100.0

4 出かけるときに困っていること

「道路や駅、バスの設備（駐車場、トイレ、段差、スロープ等）が利用しづらい」38.1%、「まわりの人の視線が気になる」12.3%、「店や金融機関、公共施設などに介助者がいないなど、コミュニケーションがうまくできない」10.0%などがあげられている。「困ることは特にない」は32.0%となっている。

(12) 問9 出かけるときに困っていること... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	道路や駅、バスの設備（駐車場、トイレ、段差、スロープ等）が利用しづらい	462	38.1
2	道路や駅、バスなどの案内表示が整っていない（インターホン、音声案内、点字ブロック、誘導ブロック等）	72	5.9
3	駅やターミナルに介助者がいない	118	9.7
4	店や金融機関、公共施設などの設備や案内表示が整っていない	70	5.8
5	店や金融機関、公共施設などに介助者がいないなど、コミュニケーションがうまくできない	121	10.0
6	交通や店、レクリエーションについての情報やガイドブックが不足している	97	8.0
7	まわりの人の視線が気になる	149	12.3
8	その他	115	9.5
9	困ることは特にない	388	32.0
	無回答	160	13.2
	全体	1214	100.0

障害者手帳の状況別にみると、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「まわりの人の視線が気になる」や「店や金融機関、公共施設などに介助者がいないなど、コミュニケーションがうまくできない」の比率が高くなっている。

		合計	問9 出かけるときに困っていること									
			道路や駅、バスの設備（駐車場、トイレ、段差、スロープ等）が利用しづらい	道路や駅、バスなどの案内表示が整っていない（インターホン、音声案内、点字ブロック、誘導ブロック等）	駅やターミナルに介助者がいない	店や金融機関、公共施設などの設備や案内表示が整っていない	店や金融機関、公共施設などに介助者がいないなど、コミュニケーションがうまくできない	交通や店、レクリエーションについての情報やガイドブックが不足している	まわりの人の視線が気になる	その他	困ることは特にない	無回答
全体		1214 100.0	462 38.1	72 5.9	118 9.7	70 5.8	121 10.0	97 8.0	149 12.3	115 9.5	388 32.0	160 13.2
問7 手帳や給付の状況	身体障害者手帳を持っている	970 100.0	427 44.0	60 6.2	104 10.7	57 5.9	86 8.9	69 7.1	75 7.7	89 9.2	316 32.6	125 12.9
	療育手帳を持っている	94 100.0	16 17.0	4 4.3	8 8.5	7 7.4	14 14.9	13 13.8	23 24.5	13 13.8	27 28.7	15 16.0
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	125 100.0	17 13.6	6 4.8	7 5.6	6 4.8	27 21.6	17 13.6	57 45.6	14 11.2	32 25.6	12 9.6
	自立支援医療（精神通院）の給付	76 100.0	12 15.8	3 3.9	4 5.3	4 5.3	13 17.1	9 11.8	32 42.1	11 14.5	25 32.9	6 7.9

5 自由時間の過ごし方

自由時間にしたいこととしては、「テレビ、読書などをして家で過ごす」49.5%、「旅行」40.5%、「買い物」38.1%、「友人、仲間とおしゃべりや会食」37.5%、「家族と時間を過ごす」34.3%などがあげられている。

また、自由時間の活動のために必要なことについては、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」27.3%、「交通機関や公共施設の改善」18.0%などがあげられている。「特にない」は29.2%となっている。

(13) 問10 自由な時間に何をしたいか...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	友人、仲間とおしゃべりや会食	455	37.5
2	家族と時間を過ごす	416	34.3
3	田畑仕事、庭仕事や家事、ペットの世話など家のこと	205	16.9
4	買い物	462	38.1
5	旅行	492	40.5
6	テレビ、読書などをして家で過ごす	601	49.5
7	芸術鑑賞、文化活動や創作活動	193	15.9
8	学習活動や教養活動	124	10.2
9	運動やスポーツ	185	15.2
10	利用している施設の行事への参加	144	11.9
11	地域活動やボランティア活動	91	7.5
12	特にない	102	8.4
13	その他	48	4.0
	無回答	59	4.9
	全体	1214	100.0

(14) 問11 自由時間の活動のために必要なこと...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	知識や技能を得るためのさまざまな講習会	166	13.7
2	技術を教えてくれる人の紹介	94	7.7
3	活動を応援するボランティアの養成	88	7.2
4	いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所	332	27.3
5	スポーツ大会や文化祭など練習の成果を発表する場所	39	3.2
6	見に行きたいと思うスポーツや芸術文化イベントの開催	172	14.2
7	介護者や支援者の付き添い	193	15.9
8	交通機関や公共施設の改善	219	18.0
9	情報を知ることや手話通訳者派遣などのコミュニケーションの支援	42	3.5
10	特にない	354	29.2
11	その他	73	6.0
	無回答	144	11.9
	全体	1214	100.0

6 相談先について

あればよいと思う相談先としては、「小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）」31.4%、「生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」30.6%、「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」26.4%などがあげられている。

(15) 問12 どんな相談先があればよいか...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）	381	31.4
2	家の近所で相談できる相談窓口	219	18.0
3	障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口	321	26.4
4	生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口	371	30.6
5	障害者同士や介護者同士が相談し合える機会	144	11.9
6	土日や祝日でも相談できる窓口	168	13.8
7	就労について相談できる窓口	106	8.7
8	虐待に関して相談できる窓口	18	1.5
9	その他	37	3.0
10	相談は特に必要ない	322	26.5
	無回答	117	9.6
	全体	1214	100.0

障害者手帳の状況別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療給付者の場合、「生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」や「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」の比率が比較的高い。

		問12 どんな相談先があればよいか											
合計		小さなことでも気軽に相談できる先 (家族・友人はのぞく)	家の近所で相談できる相談窓口	障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口	生活の上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口	障害者同士や介護者同士が相談し合える機会	土日や祝日でも相談できる窓口	就労について相談できる窓口	虐待に関して相談できる窓口	その他	相談は特に必要ない	無回答	
全体		1214 100.0	381 31.4	219 18.0	321 26.4	371 30.6	144 11.9	168 13.8	106 8.7	18 1.5	37 3.0	322 26.5	117 9.6
問7 手帳 や給付の 状況	身体障害者手帳を持っている	970 100.0	282 29.1	169 17.4	228 23.5	277 28.6	96 9.9	103 10.6	59 6.1	9 0.9	23 2.4	283 29.2	92 9.5
	療育手帳を持っている	94 100.0	38 40.4	22 23.4	33 35.1	31 33.0	14 14.9	20 21.3	18 19.1	2 2.1	7 7.4	18 19.1	11 11.7
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	125 100.0	69 55.2	31 24.8	62 49.6	65 52.0	34 27.2	49 39.2	33 26.4	8 6.4	10 8.0	11 8.8	4 3.2
	自立支援医療（精神通院）の給付	76 100.0	42 55.3	19 25.0	41 53.9	40 52.6	17 22.4	29 38.2	18 23.7	5 6.6	3 3.9	10 13.2	2 2.6

7 近所づきあいや災害時の不安について

地域・隣近所づきあいの程度については、「会った時はあいさつをしあう」が44.3%と最も多く、次いで「世間話をする」15.6%、「用事を頼める程度のつきあいはしている」11.9%、「地域の活動によく参加している」9.5%と続いている。「つきあいはしていない」は12.5%で、18歳未満児の場合よりも高くなっている。

(16) 問13 地域・隣近所づきあいの程度...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	地域の活動によく参加している	115	9.5
2	用事を頼める程度のつきあいはしている	145	11.9
3	世間話をする	189	15.6
4	会った時はあいさつをしあう	538	44.3
5	つきあいはしていない	152	12.5
6	その他	17	1.4
	無回答	58	4.8
	全体	1214	100.0

災害時の避難に関して不安に感じていることについては、「安全な場所まで避難できるか」50.7%、「避難場所の環境・設備」33.4%、「障害者への理解があるか」27.3%、「情報の入手」27.0%などがあげられている。

(17) 問14 災害で避難するときに不安なこと...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	安全な場所まで避難できるか	616	50.7
2	情報の入手	328	27.0
3	家族以外で協力する介護者がいるか	285	23.5
4	助けを求める手段があるか	307	25.3
5	障害者への理解があるか	331	27.3
6	避難場所の環境・設備	406	33.4
7	福祉避難所の場所がわかりにくい	237	19.5
8	その他	85	7.0
	無回答	169	13.9
	全体	1214	100.0

8 介護者の健康や困りごと

介護者は「その他同居している人」が39.9%と最も多く、次いで「母親」13.6%、「きょうだい」4.4%、「父親」2.1%となっている。

(18) 問15 主な介護者…(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	母親	165	13.6
2	父親	26	2.1
3	祖母	1	0.1
4	祖父	0	0.0
5	きょうだい	54	4.4
6	その他同居している人	484	39.9
	無回答	484	39.9
	全体	1214	100.0

障害者が高齢になると「その他同居している人」が多くなっており、子どもを指していると思われる。また60歳代、70歳代でも「母親」「父親」あるいは「きょうだい」が含まれており、老老介護の状況がみられる。

		合計	問15 主な介護者						
			母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他同居している人	無回答
全体		1214 100.0	165 13.6	26 2.1	1 0.1	0 0.0	54 4.4	484 39.9	484 39.9
問1 年齢	18～19歳	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		46 100.0	33 71.7	1 2.2	0 0.0	0 0.0	1 2.2	0 0.0	11 23.9
	20～29歳	74 100.0	31 41.9	10 13.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 14.9	22 29.7
		105 100.0	48 45.7	4 3.8	0 0.0	0 0.0	3 2.9	15 14.3	35 33.3
	30～39歳	104 100.0	13 12.5	4 3.8	0 0.0	0 0.0	5 4.8	35 33.7	47 45.2
		227 100.0	13 5.7	3 1.3	0 0.0	0 0.0	14 6.2	104 45.8	93 41.0
	40～49歳	368 100.0	6 1.6	2 0.5	1 0.3	0 0.0	11 3.0	188 51.1	160 43.5
		271 100.0	15 5.5	1 0.4	0 0.0	0 0.0	19 7.0	124 45.8	112 41.3
	50～59歳								
	60～69歳								
	70～79歳								
	80歳以上								

介護者の健康状態については、「医者や治療院で治療を受けている・持病がある」37.1%、「手足、腰、背中などが痛い」36.0%、「よく肩がこる、痛い」24.8%などがあげられている。深刻な回答として「疲れはてている」が13.6%、「もう介護を続けられないと思うことがある」が8.5%となっている。「どこも悪いところがなく、健康」という回答は17.4%となっている。

(19) 問16 介護者の健康状態... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	全身がだるい	89	12.2
2	カゼをひきやすい	45	6.2
3	胃や腸の調子が悪い	85	11.6
4	便秘や下痢をすることが多い	94	12.9
5	頭が重い	55	7.5
6	よく肩がこる、痛い	181	24.8
7	手足、腰、背中などが痛い	263	36.0
8	めまいがすることがある	91	12.5
9	何もする気になれない	65	8.9
10	食事がおいしくない	27	3.7
11	いつも心配ごとがある	137	18.8
12	生理が不順、生理痛がきつい	17	2.3
13	疲れはてている	99	13.6
14	もう介護を続けられないと思うことがある	62	8.5
15	医者や治療院で治療を受けている・持病がある	271	37.1
16	どこも悪いところがなく、健康	127	17.4
17	その他	46	6.3
	無回答	50	6.8
	非該当	484	
	全体	730	100.0

介護者が困っていること・不安に思っていることについては、「自分の健康のことが気になっている」が56.4%と最も多く、次いで「趣味や娯楽を楽しむ時間がない」14.0%、「自分の時間がもてない」13.7%などがあげられている。

(20) 問17 介護者が困っていること・不安なこと... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	自分の健康のことが気になっている	412	56.4
2	医者に診てもらふ時間がない	29	4.0
3	ゆっくり入浴することができない	32	4.4
4	自分の時間がもてない	100	13.7
5	外出できない	94	12.9
6	仕事をやめた、仕事にでられない	59	8.1
7	夜も眠れない	77	10.5
8	趣味や娯楽を楽しむ時間がない	102	14.0
9	その他	85	11.6
	無回答	166	22.7
	非該当	484	
	全体	730	100.0

介護者が病気などの時の対応としては、「他の家族が介護する」が25.4%、「短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する」が21.2%などとなっている。「対応できずに困る」という回答が15.2%となっている。

(21) 問18 介護者が病気などの時の対応...(単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	他の家族が介護する	185	25.4
2	近くの親族や知り合いなどが介護する	53	7.3
3	短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する	155	21.2
4	一人に対応する (あまり困らない)	112	15.3
5	対応できずに困る	111	15.2
6	その他	40	5.5
	無回答	74	10.1
	非該当	484	
	全体	730	100.0

暮らしの困りごとや不安については、「暮らしの上での経済的なこと」36.0%、「病気や健康、日頃の医療のこと」34.8%、「介護者がいなくなった時のこと」33.8%、「災害が起こったときの避難のこと」29.7%などが多くあげられている。

(22) 問19 暮らしの困りごとや不安...(複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	暮らしの上での経済的なこと	437	36.0
2	介護者がいなくなった時のこと	410	33.8
3	親身になってくれる相談相手がいない	112	9.2
4	住み続ける場所のこと	225	18.5
5	福祉サービスの内容や利用料のこと	194	16.0
6	就職・就労のこと	100	8.2
7	介護者の就労のこと	51	4.2
8	病気や健康、日頃の医療のこと	423	34.8
9	夜間などの緊急医療のこと	251	20.7
10	近所や地域の人間関係のこと	96	7.9
11	職場や通所施設の人間関係のこと	54	4.4
12	災害が起こったときの避難のこと	361	29.7
13	余暇の過ごし方のこと	70	5.8
14	財産管理のこと	89	7.3
15	その他	27	2.2
16	悩みや不安は特にない	166	13.7
	無回答	128	10.5
	全体	1214	100.0

9 いじめや障害者への理解

自分がいじめられた経験については、「いじめられたことはない」が65.2%で、「ときどきいじめられたことがある」が8.9%、「よくいじめられた（いじめられている）」が8.0%となっている。

いじめられた場所の多くは「仕事場で」となっている。

(23) 問20 いじめられた経験... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	よくいじめられた（いじめられている）	97	8.0
2	ときどきいじめられたことがある	108	8.9
3	いじめられたことはない	792	65.2
	無回答	217	17.9
	全体	1214	100.0

(24) 問20-1 （よく）いじめられた場所... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家庭で	18	1.5
2	仕事場で	40	3.3
3	近所で	16	1.3
4	その他	37	3.0
	無回答	1119	92.2
	全体	1214	100.0

(25) 問20-2 （ときどき）いじめられた場所... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	家庭で	15	1.2
2	仕事場で	33	2.7
3	近所で	20	1.6
4	その他	42	3.5
	無回答	1110	91.4
	全体	1214	100.0

自分たち障害者が周りに十分理解されていると思うかについては、「十分理解されている」が7.5%、「ある程度は理解されている」が44.2%、「理解されていない」が16.2%となっている。

障害者手帳の状況別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療給付者の場合、「理解されていない」の比率が高くなっている。

		合計	問21 障害者が周りに十分理解されていると思うか				
			十分理解 されている	ある程度 は理解さ れている	理解され ていない	わからな い	無回答
全体		1214 100.0	91 7.5	536 44.2	197 16.2	294 24.2	96 7.9
問7 手帳 や給付の 状況	身体障害者手帳を 持っている	970 100.0	78 8.0	463 47.8	115 11.9	235 24.2	79 8.1
	療育手帳を持っ ている	94 100.0	6 6.4	42 44.7	24 25.5	16 17.0	6 6.4
	精神障害者保健福祉 手帳を持っている	125 100.0	2 1.6	31 24.8	54 43.2	36 28.8	2 1.6
	自立支援医療（精神 通院）の給付	76 100.0	2 2.6	20 26.3	32 42.2	21 27.6	1 1.3

10 仕事の状況

就労の形については、「働いていない」が62.4%と最も多く、「一般就労（企業の正社員やアルバイト、家業手伝いなど）」が17.1%、「施設や福祉的就労の場（作業所等）へ通い、給料・工賃を得ている」が4.6%となっている。

年齢別にみると、20歳代から50歳代においても「働いていない」が32.6%～53.8%となっている。その理由としては、「病気のため」、「働くところがない」、「自分に合った仕事がない」、「働く自信がない」などがあげられている。一方、就労希望としてはこの年代の多くの人が「働きたい」と回答している。

		合計	問22① 就労の形				
			一般就労 （企業の 正社員や アルバイト、 家業 手伝いな ど）	施設や福 祉的就労 の場（作 業所等） へ通い、 給料・工 賃を得て いる	その他	働いてい ない	無回答
全体		1214 100.0	208 17.1	56 4.6	14 1.2	758 62.4	178 14.7
問1 年齢	18～19歳	4 100.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0
	20～29歳	46 100.0	10 21.7	17 37.1	2 4.3	15 32.6	2 4.3
	30～39歳	74 100.0	16 21.6	17 23.0	0 0.0	36 48.6	5 6.8
	40～49歳	105 100.0	28 26.7	13 12.4	4 3.8	50 47.6	10 9.5
	50～59歳	104 100.0	39 37.5	3 2.9	1 1.0	56 53.8	5 4.8
	60～69歳	227 100.0	49 21.6	2 0.9	2 0.9	154 67.8	20 8.8
	70～79歳	368 100.0	41 11.1	1 0.3	4 1.1	262 71.2	60 16.3
	80歳以上	271 100.0	23 8.5	0 0.0	1 0.4	178 65.6	69 25.5

		合計	問22③（無職）理由							
			働くところがない	自分にあった仕事がない	病気のため	高齢のため	家事や勉強があるため	働く自信がない	今の生活に満足している	その他
全体		758 100.0	98 12.9	60 7.9	267 35.2	440 58.0	19 2.5	89 11.7	75 9.9	37 4.9
問1 年齢	18～19歳	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	20～29歳	15 100.0	6 40.0	1 6.7	4 26.7	0 0.0	3 20.0	4 26.7	0 0.0	1 6.7
	30～39歳	36 100.0	13 36.1	10 27.8	24 66.7	0 0.0	2 5.6	13 36.1	2 5.6	3 8.3
	40～49歳	50 100.0	15 30.0	18 36.0	36 72.0	3 6.0	4 8.0	11 22.0	3 6.0	1 2.0
	50～59歳	56 100.0	8 14.3	4 7.1	35 62.5	8 14.3	2 3.6	12 21.4	5 8.9	3 5.4
	60～69歳	154 100.0	23 14.9	14 9.1	67 43.5	68 44.2	4 2.6	22 14.3	20 13.0	13 8.4
	70～79歳	262 100.0	21 8.0	8 3.1	73 27.9	206 78.6	2 0.8	17 6.5	23 8.8	7 2.7
	80歳以上	178 100.0	9 5.1	3 1.7	27 15.2	152 85.4	1 0.6	9 5.1	22 12.4	5 2.8

		合計	問22④（無職）就労希望			
			働きたい	働きたくない	わからない	無回答
全体		758 100.0	147 19.4	218 28.8	145 19.1	248 32.7
問1 年齢	18～19歳	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	20～29歳	15 100.0	10 66.6	1 6.7	3 20.0	1 6.7
	30～39歳	36 100.0	18 50.0	1 2.8	14 38.9	3 8.3
	40～49歳	50 100.0	19 38.0	6 12.0	17 34.0	8 16.0
	50～59歳	56 100.0	24 42.8	9 16.1	14 25.0	9 16.1
	60～69歳	154 100.0	34 22.1	51 33.1	27 17.5	42 27.3
	70～79歳	262 100.0	33 12.6	87 33.2	42 16.0	100 38.2
	80歳以上	178 100.0	5 2.8	62 34.8	27 15.2	84 47.2

一般就労している場合の就労形態については、「正社員」が30.3%、「パート、アルバイト、派遣労働」が26.4%、「自営業」が21.2%などとなっている。

(28) 問22② (一般就労) 就労形態... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	正社員	63	30.3
2	パート、アルバイト、派遣労働	55	26.4
3	自営業	44	21.2
4	家の仕事の手伝い	38	18.3
5	内職	5	2.4
	無回答	3	1.4
	非該当	1006	
	全体	208	100.0

就労している場合の給料・工賃（月額）については、次のとおりで、45.3%の人が10万円未満となっている。そのうち5万円未満という人は32.4%となっている。

(31) 問23 月給金額... (単数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	5千円未満	32	11.5
2	5千～1万円未満	9	3.2
3	1万～1万5千円未満	9	3.2
4	1万5千～2万円未満	9	3.2
5	2万～5万円未満	31	11.2
6	5万～10万円未満	36	12.9
7	10万～20万円未満	39	14.0
8	20万円以上	60	21.7
	無回答	53	19.1
	非該当	936	
	全体	278	100.0

仕事をどこで見つけたかについては、「自分で見つけた」が23.4%、「ハローワーク（公共職業安定所）の紹介」が10.4%、「学校の紹介」が9.0%などとなっている。

(32) 問24 仕事をどこで見つけたか... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	ハローワーク（公共職業安定所）の紹介	29	10.4
2	なら障がい者就業・生活支援センター コンパスの紹介	8	2.9
3	学校の紹介	25	9.0
4	職業訓練を受けたところの紹介	4	1.4
5	施設・障害福祉サービス事業所の紹介	15	5.4
6	知人の紹介	19	6.8
7	家族が見つけた	13	4.7
8	自分で見つけた	65	23.4
9	その他	51	18.3
	無回答	60	21.6
	非該当	936	
	全体	278	100.0

仕事で心配なこととしては、「給料・工賃が安い」23.4%、「通勤が大変」14.0%、「休めない」12.3%などがあげられている。「心配なことやいやなことはない」は27.0%となっている。

(33) 問25 仕事で心配なことなど... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	仕事が自分に合わない	22	7.9
2	通勤が大変	39	14.0
3	まわりの人の理解がない	25	9.0
4	身分が不安定である	22	7.9
5	給料・工賃が安い	65	23.4
6	休めない	36	12.9
7	困ったとき、相談にのってくれる人がいない	23	8.3
8	まわりの人とコミュニケーションがうまくできない	33	11.9
9	心配なことやいやなことはない	75	27.0
10	その他	23	8.3
	無回答	68	24.5
	非該当	936	
	全体	278	100.0

一般就労のために必要なこととしては、「自分にあった仕事であること」30.6%、「職場環境の整備（職場の障害者に対する理解、相談体制、設備など）」16.2%、「仕事以外での生活の場が安定していること」13.8%、「仕事に就くための技術を身につける訓練」12.6%などがあげられている。

(34) 問26 企業などでの一般就労のために必要なこと... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	自分にあった仕事であること	372	30.6
2	仕事に就くための技術を身につける訓練	153	12.6
3	職場環境の整備（職場の障害者に対する理解、相談体制、設備など）	197	16.2
4	支援者（ジョブサポーターなど）の付き添いがあること	86	7.1
5	職場までの送迎の介護・支援があること	103	8.5
6	職場以外で仕事のことを相談できる人がいること	113	9.3
7	職場以外で生活面の相談ができる人がいること	98	8.1
8	就労が続かなかった場合でも、施設や福祉的就労の場（作業所等）など昼間の行き場があること	99	8.2
9	ともに働く仲間（障害者）がいること	121	10.0
10	仕事以外での活動（余暇活動）の場があること	93	7.7
11	仕事以外での生活の場が安定していること	167	13.8
12	働かない（働きたくない）のでわからない	221	18.2
13	その他	115	9.5
	無回答	440	36.2
	全体	1214	100.0

11 市に力をいれてほしい取り組み

「年金など経済的援助の強化」46.9%、「障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備」45.1%、「医療費負担の軽減」42.5%、「医療の充実（身近な病院、治療内容、訪問診療、訪問看護など）」37.1%などが多くあげられている。

年齢別にみると、20歳代～50歳代においては、上記のほかに、「障害者が働ける場の充実」、「障害者が快適に暮らせる住宅や共同生活の場の整備（グループホームなど）」、「あらゆる住民が障害者についてより理解できるための啓発や学習」、「障害の早期発見、早期対応への取り組み」などの比率も高くなっている。

(35) 問27 市に力をいれてほしい取り組み... (複数回答)

回答	カテゴリー名	回答者数	%
1	あらゆる住民が障害者についてより理解できるための啓発や学習	315	25.9
2	地域で障害者を支援するボランティア活動の促進	219	18.0
3	相談体制の充実	284	23.4
4	地域単位での児童・障害・高齢福祉の包括的な支援	236	19.4
5	障害者の権利擁護のしくみの充実	158	13.0
6	福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実	358	29.5
7	療育・障害児保育の推進	63	5.2
8	教育や進路指導の充実	56	4.6
9	休日や放課後などに児童・生徒に遊びや居場所を提供するサービスの充実	77	6.3
10	障害の早期発見、早期対応への取り組み	170	14.0
11	医療の充実（身近な病院、治療内容、訪問診療、訪問看護など）	450	37.1
12	機能回復（リハビリ）訓練の実施	242	19.9
13	在宅福祉サービスの充実（ホームヘルパーやショートステイ、デイケアなど）	263	21.7
14	障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備	547	45.1
15	障害者が快適に暮らせる住宅や共同生活の場の整備（グループホームなど）	256	21.1
16	年金など経済的援助の強化	569	46.9
17	医療費負担の軽減	516	42.5
18	障害者が働ける場の充実	232	19.1
19	就労のためのマナーや技能や訓練の機会の充実	98	8.1
20	わかりやすい案内や移動しやすい道など、バリアフリーのまちづくり	236	19.4
21	利用しやすい公共交通機関の整備	314	25.9
22	安全で快適に住むことのできる住環境（バリアフリー住宅）の整備	228	18.8
23	防犯・防災体制の充実	262	21.6
24	参加しやすい文化、学習、スポーツ活動の機会の充実	174	14.3
25	その他	43	3.5
	無回答	175	14.4
	全体	1214	100.0

5 パブリックコメントの結果

平成 26 年 2 月 26 日（水）から平成 26 年 3 月 14（金）までの間、「第 3 次奈良市障害者福祉基本計画（案）」を公表し、市民の皆様からのご意見募集を実施しました。その結果 1 件のご意見が寄せられました。そのご意見の要旨と市の考え方は次のとおりです。

頁	意見の要旨	市の考え方
全体	担当する部署が、保健福祉部だけでなく、住宅課や危機管理課など幅広くあり、他の基本計画との兼ね合いなど、どこが統括していくのかということが必要ではないか。	基本計画の策定にあたりましては、障害者や関係団体などと日頃から接する機会が多く、あらゆる状況を熟知している保健福祉部障がい福祉課が担当すべきであると考えます。 しかし、障害福祉施策は全庁的な取組が必要ですので、他の計画を所管する部署とも連携を取りながら、推進していけるよう努めてまいります。
4	基本計画の期間が、これまでの 10 年間で 6 年間とするなど、「障がい福祉計画」と整合性がもてており、連動させながら障害福祉を前進できる。	これまでの基本計画は 10 年間としていましたが、「障がい福祉計画」と整合性を保ち、加えて障害福祉の制度をはじめ社会のめまぐるしい変化に対応できるよう、6 年間の計画といたしました。
12 13	「Ⅰ．生活支援の充実」中で、平成 27 年 4 月以降、支給決定の前提として「サービス等利用計画」の作成が必要になります。奈良は全国的にも体制づくりが遅れており、具体化は「福祉計画」になると思うが、大きな変化でもあるので、基本計画の中でも、ふれなくていいのでしょうか。	「基本計画」は、障害者施策の理念や基本的な方向を定めるもの、「障がい福祉計画」は、障害福祉サービス等の数値目標について定めるとありますので、「サービス等利用計画」については、障害福祉サービスのうちの一つとして「障がい福祉計画」に詳しい内容を盛り込みます。 ただ、現状につきましては、ご意見のとおりですので、平成 26 年度で完全実施できるよう、体制づくりも含め努めてまいります。

6 用語説明

あ	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
	医学的リハビリテーション	障害の予防、評価、治療訓練を包括した医学の概念。障害者のリハビリテーション過程における保健や治療などの医学的な側面全般を含む。
	インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条において「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
か	機能訓練	身体障害のある人が、自立した日常生活を営むことができるように訓練を行うサービス。
	グループホーム	障害又は、難病のある人が共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活の援助を行う。
	ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人からの相談に応じ、心身の状況や本人の意向をふまえ、福祉・保健・医療などのサービスや社会資源を結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保するしくみ。
さ	障害者就業・生活支援センター	働く意欲のある障害のある人と企業を結びつける取り組み、職場実習、定着の支援、就労に伴う生活支援など、生活から就労まで一体的・総合的に支援を行う機関。
	自立支援給付	障害者自立支援給付において利用者への個人給付となるサービス。介護給付（日常生活に必要な支援）、訓練等給付（自立した生活に必要な知識や技術を身につけるための支援）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、補装具給付（補装具の購入や修理に係る費用の支給）、相談支援（サービス等利用計画の作成）等がある。
	成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症などによって判断能力が不十分な人の財産管理や権利を保護する制度。代理権や同意権・取引権が付与された後見人等が行う。
た	地域自立支援協議会	『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』第89条の3第1項に基づき設置できる「協議会」として位置づけられ、地域における障害者への支援についての課題を共有し、地域の実情に応じた体制を整えるため、地域の障害者にかかわる関係者が集まり、どのような障害を持っても、それぞれの地域で安心して生活できるようにするために、問題となることを話し合って解決を目指している。
	地域福祉権利擁護事業	知的障害、精神障害、認知症のため判断能力が十分でない人が、自立した地域生活が送れるように福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

た	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。
な	難病	原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。 （平成 25 年 12 月 13 日 厚生科学審議会 疾病対策部会 難病対策委員会資料より）
	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。障害のある人もない人も社会の構成員として、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。
は	バリアフリー	障害のある人の生活全般における物理的、制度的、心理的な障壁を無くすこと。
	福祉的就労	一般企業で働くことが難しい障害のある人が、就労移行支援、就労継続支援事業などの施設で働くこと。

第 3 次奈良市障害者福祉基本計画の策定を終えて

奈良市においても、少子高齢化が急速に進み、子育て支援や介護問題対策などは多くの市民に共通する課題として認識されつつあります。障害者福祉の分野においては、障害のある人たちの権利擁護と自己決定の尊重、居場所づくり、扶養している家族・保護者の高齢化への対応、精神障害者の社会参加・就労支援、発達障害の子どもたちのケアと育成支援など多岐にわたる課題が横たわっています。

今日の市民生活における生活課題の変化をふまえ、安心して暮らしつづけることができる仕組みづくりや関係づくりが大事な課題です。心身に障害のある人びとと家族の願いとニーズを受け止め、生活支援から社会参加支援、自立支援、そして地域生活の実現の支援へと、その道筋を展望し、トータルな配慮と公民協働の取り組み、行政施策の充実が期待されています。

そのために、だれが、だれと、どのように力をあわせていくのか。その方向を示すのがこの基本計画です。第 2 章では、基本理念にあわせて各分野に共通する横断的な視点を盛り込み、利用者本位の総合的な支援の実現をもとめています。また、第 3 章の分野別施策の基本方向では、その起点となる市行政の施策・事業および担当課を明示しました。

基本計画の策定にあたって、3,000 人を超える当事者ご本人、ご家族へのアンケートを実施させていただきました。また、当事者団体のみなさんから直接ご意見を拝聴しました。ありがとうございました。委員会では、それらのお声にもとづいて、議論を重ねてきました。

今後、市民参画や協働のまちづくりをすすめるなかで、すべての市民が共生する社会の実現に向けて努力していきたいと願っています。市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

第 3 次奈良市障害者福祉基本計画策定委員会

第 3 次奈良市障害者福祉基本計画

平成 26 年（2014 年）3 月

発行 奈良市 保健福祉部 障がい福祉課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
電 話 0742-34-4593
FAX 0742-34-5080
